

目 次

巻頭言

受け入れること……………	学生相談室長 櫻井 鼓 ……	3
--------------	----------------	---

I 論文

学生相談における緊急対応について……………	非常勤相談員 菊池 秀一 ……	4
-----------------------	-----------------	---

スクリーンのなかの分析家

『Adieu Lacan』が見せるラカンの臨床……………	非常勤相談員 河野 一紀 ……	13
------------------------------	-----------------	----

II 2025年度学生相談室活動報告……………	専任相談員 大島 崇徳 ……	29
-------------------------	----------------	----

III 企画報告書……………	非常勤相談員 神谷 文子 ……	43
----------------	-----------------	----

IV 資 料

1. 追手門学院大学学生相談室規程
2. 追手門学院大学学生支援委員会規程
3. 学生相談室の事業・活動内容
4. 心理的緊急ケアの手順
5. 2025 年度月別相談件数集計表（実数、延数）
6. 2025 年度相談件数集計表（実数、延数）
7. 2025 年度学生相談室活動報告一覧表
8. 各種ビラ
9. 2026 年度学生相談室活動予定一覧表
10. 2025 年度学生相談室スタッフ一覧

巻頭言

受け入れること

学生相談室長 櫻井 鼓

2026年の夏も、記録的な猛暑が続いた。この猛暑の中、世界中の人々を熱狂させたのが、サッカーワールドカップだ。

サッカーの魅力は、ボール1つあればどこでもプレイできる手軽さにある。目標は、ゴールを決める、と明快。そのシンプルさに惹き込まれると同時に、私たちはこのスポーツの中に、日々の出来事や生き方に通じるドラマを見出す。

ピッチ上では、プレイが完全に止まる瞬間はほとんどない。ひとたび試合が開始されれば、一刻の猶予もなく、素早い判断が求められる。そして、試合終了の笛が鳴れば、必ず勝敗という結果が突きつけられる。「少し考えさせてほしい」などと保留することは許されない。選手たちは、それが正解か分からずとも、その瞬間の最善の答えを、選び続けている。

今大会、日本代表は、激闘の末に予選を勝ち上がったものの、ベスト16という壁を前にして敗退を喫した。ある選手は、その結果を「受け入れることが難しい」とコメントした。最善を尽くしたはずの失敗、あのときああしていれば良かったという後悔、あれだけ努力したのに負けであるという事実。選手たちはどう受け入れていくのだろうか。

おそらく、結果を受け入れるということは、投げやりになることでも、諦めてしまうことでもない。悔しさや現実の厳しさを誤魔化さずに見つめ、次の一歩につなげていくことなのだと思う。それはとても苦しい作業だけれど、未来の自分によって、負けた結果の意味は変わり得る。

2025年、学生相談室は、3月に山内ひとみ先生と山本悠介先生がご退任され、4月に新たに菊池秀一先生、北村順子先生、田口朋先生をお迎えした。2025年度の件数は学生数が増えたこともあり、前年度よりも増加している。2025年度の取組として、総持寺キャンパス学生相談室の非常勤相談員増員、学生を対象としたグループワーク企画がなされた。学生相談室の人員体制や相談利用状況は学生相談室専任教員として今年4月にお迎えした大島崇徳先生が、詳しい活動報告を書いておられるのでそちらを参照していただければと思う。また本号には、非常勤相談員の菊池秀一先生と河野一紀先生の論文も掲載されているので、ぜひご一読願いたい。

2025年度も、関係部署、その他学内外の多くの方々のご支援をいただいたことに感謝申し上げます。

I 論文

学生相談における緊急対応について

非常勤相談員 菊池 秀一

キーワード: 中核技能 逆転移 対象喪失 臨床的共感

1.はじめに

本学での勤務も2年目になりました。これまで、複数の大学での勤務経験がありますが、いずれの大学でも緊急性のある学生対応や危機管理の重要性を強く実感してきました。それは、本学においても例外ではありません。すなわち危機管理が関連する相談はまれなことでは(まったく)ありません。

日本学生相談学会(2025)が発行している『学生相談機関ガイドライン』(改定版)には、学生相談機関の役割として、以下の4項目があります。

①個別の心理的支援

適応の問題、学生期の発達に関わる問題、心理的問題、キャリア発達の問題を抱える学生の心理的な成長を支援する。

②発達の促進、予防教育の促進

すべての学生を対象に、心理教育的手法を用いて、学生が修学上および人生における目標を達成するための知識とスキルを示し、それを身につけることができるよう、直接的または間接的に支援する。

③教育環境改善への貢献

教職員へのコンサルテーション、FDやSDへの関与、アウトリーチ(相談室から出向いて行う活動)、他の高等教育機関との協力による取り組み等、学生の成長と発達の支援の前提となる予防活動を行うことで、教育や学生支援の質の保証や向上に貢献する。

④危機管理への貢献

事件、事故、災害等、高等教育機関が取り組むべき緊急の課題に対し、学生相談および臨床心理学の専門性を活かして貢献する。

上記ガイドラインにおける特に「危機管理への貢献」の項目の意義としては、学生相談業務への誤解

の対処があります。例えば、この業界には「学生相談業務は傾聴のみが業務であり、危機管理は業務外である」と考えている心理カウンセラーが一定数存在するのではないかと筆者は想定しています。もちろん傾聴や共感が心理臨床にとって重要であることは当然ですが、(後述する技能の向上なく)あまりに傾聴を偏重した場合には、「緊急対応は管理職に報告すればそれだけでよい」「(強い希死念慮をとまなうような)精神疾患の疑いがある学生には医療機関を受診するように指示すればそれでよい」という考え(誤解)にとらわれるものがでてくる疑いがあると筆者は見立てています。

また、学生相談における危機管理として、組織として対応する際に注意を必要とすることとして、「学生相談に来談する学生に自殺のリスクなどまったくない」という一部の現場の意見(誤解)があります。確かに、(神経症水準で健康度が高い)自発的に来談した相談者の場合にはそのような意見があてはまることもありえますが、来談学生のなかには希死念慮に強くとらわれたうつ病の学生や、境界性人格障害のように明らかに自殺率が高い精神疾患の学生の来談も存在します。そして、対応事案には(統合失調症などの発病などの)異変に気がついた周囲の教職員が当該学生を学生相談室へ連れてくるという緊急の場合(必ずしも当該来談学生が自発的に来談するわけではない場合)も一定数存在します。そのため、上記の意見は学生相談の現場における典型的な誤解のひとつであるといえるでしょう。

前述の学生相談業務のガイドラインは、上記の二つの誤解に対しての一定の対処(情報提供、心理教育)になりうると筆者は考えています。^{※1}

※1 マックウィリアムスは、内面的に絶望的ではなはだしく混乱しており、幻覚、妄想、関係念慮、非合理的な思考を示す精神病水準のパーソナリティ構造の特徴をもつ人々に対する献身的なセラピストについて次のように述べています。

長期にわたって極度に難しい事例をフォローしてきた経験に基づく私の揺るぎない結論は、献身的なセラピストはこうした人々に対する予防に多に貢献できるということである。われわれは精神病的破綻を先手を打って回避し、自殺や他殺を予防し、入院しないで済むようにする。残念なことに、これらの心理療法の重要な効果はまったく立証されないままである。それというのは、不幸を未然に防いだということをいまだに誰も証明していないからである。精神病的破綻を予防したと主張すると、そもそもその患者には精神病の発病傾向などもとからなかったのだと、精神分析的心理療法への批判者が論駁するのはごくありふれたことである。

仮に学生相談の現場に、緊急事案の存在をまったく否認するような管理職などがいた場合には、上記の熟練度の高いセラピストの予防効果や対処力についての見解が深く関わっている可能性があります。

2. 緊急対応と中核技能

ここからは、緊急対応と3段階の技能(下山,2012)について説明します。緊急対応(危機介入)が、重要な技能の一つであることを示すためです。臨床技能に求められる最初の技能は「コミュニケーション」です。その主な構成要素は「共感的対話」「アセスメント的対話」「介入的対話」「社会的対話」です。また、この技能の実践から重要となるのは問題解決をサポートするための信頼関係を築くことです。※2

※2 基礎技能の「コミュニケーション」(信頼関係の構築)が学生相談対応においてとても重要であることは当然のことです。この技能が未熟であり、臨床心理学の知識や専門性を軽視するような学生相談員が仮に現場にいた場合には、そのケース対応は初期段階で中断の大統

発が発生することでしょう。

次の段階は、中核技能である「ケース・マネジメント」です。ここでは、「アセスメント」「心理療法」「ケース・フォーミュレーション」「危機介入」「リファール」「コンサルテーション」です。下山(2012)はこの技能について次のように解説しています。

問題を把握し、方法や方針を決めて実際に介入し、さらにその結果を受けてよりよい方向へ修正するなど、適切な実践活動を運営していく技能のこと。ここでは、介入が活動の中心となる。個人に介入する場合もあれば、他の専門家と連携してシステムやコミュニティに介入する場合もある。

最後の技能である発展技能は「システム・オーガニゼーション」です。この技能は、「他職種とのコラボレーション」「リーダーシップ」「組織の運営能力」「調整能力」「心理教育」がその内容である。また、この技能は、臨床心理的活動の社会化と深く関連します。

筆者が、上記の3つの技能において重要な分岐点であると考えるのは、基礎技能と中核技能との間です。前者が「コミュニケーション」であるのと違い、後者には「ケース・フォーミュレーション」や「危機管理」などの学生の安全や心理的成長を支援するために必須といえる技量や能力が求められるからです。

仮にこの分岐点をクリアしないままに学生相談業務を行った場合には、以下のような危機管理に関連する出来事が発生する疑いやリスクがあると筆者は推測します。

- a. (合理的な理由なく) 緊急性がある来談学生に対して、病院へ行くように指示をして対応を中断する。
- b. 来談学生に対する見立て(ケース・フォーミュレーション)がないために、病態水準の見極めや対応における事例の展開の(危険性の)予測、そして病態に応じた技法の最適化が実践できない。
- c. 繰り返し、あるいは同時多発的に緊急対応で大失敗が発生する。
- d. 学内外の同業者や医療機関などへの専門的な紹

介状や引き継ぎ書類を作成することができない、あるいは困難である。

e.緊急事態を認識することに困難がある。あるいは本質的に緊急対応を業務とさえ考えていない。

f.緊急事態を関係者や管理職に報告すれば、対応完了と認識している。

g.緊急対応の必要性のある来談学生に対して、対応がすぐ中断してしまう。

このような疑いに対して、齋藤(2004)は、「臨床心理士(CP)の責任性の問題」について、医師からCPに向けられる批判として、「危機介入」を全面的に医師にゆだねる依存性、何かにつけて依存的になりすぎる自己責任性の低さを挙げている。そして、次のように述べている。

収容・管理形式の「危機介入」システムをもたないのは仕方ないこととして、“いきなり 110 番”といったあり方ではなしに、せめてクライアントについての報告をできるだけ事前しておくくらいのことはすべきなのに、との指摘もある。医師との日頃の連携体制、チームワーク、それに相互のコミュニケーションがどのようなものであるかというごく実際的な問題が、同時にそこで問われているのである。

そしてそれ以上に、CP が自身の臨床的仕事をどのように考えてかかるかということがある。ひとたび医師の手に渡せば、それで CP の手を離れて終わり、という単純な考えに立つなら、それこそが仕事の意味の自覚のなさや、責任性の低さと批判されても申し開きはできない。意識がそのレベルだと、仮に医師の危機介入後、クライアントが薬をまとめ飲みして自殺を企てたとすると、医療にゆだねたことを単純に「失敗」ととらえてしまうかもしれない。

最初の「見立て」、「予後」の見通しから始まって、危機介入の必要性がどう生じそうか、100%でなくても予めその余地を見越した上で、CP は、その介入の前後にわたる臨床過程全体の中でどのような意味を担う仕事をしていくかについての、全体認識をできるだけもちたいものである。既述の「連携」や「コミュニケーション」も、本来このことを踏まえてのもの

である。

上記の引用文は、基礎技能から中核技能へと臨床技能を展開させるうえでのとても重要で具体的な指摘である。臨床心理士(学生相談員)には、病態水準の見立てだけではなく、来談学生の緊急性についての見立てが非常に重要であることを齋藤は説明しています。

3.緊急対応と逆転移

ここからは、学生相談員の中核技能の発揮やその形成力の妨害となりうる要因について記載します。その要因の1つとしては「逆転移としての無関心」(Greenson,1978)があると筆者は考えます。

当該の逆転移が緊急性のある事例で引き起こされた時には、どのようなことが現象しうるのでしょうか？例えば、来談学生が深刻な自傷行為をしていても、(対応するカウンセラーは)まったく無関心で「またやったのか」程度にしか思わずに、危機介入や関係者への警告を行わないということがありえます。他にも、来談学生が自殺目的でその場所を計画的に見定めているような場合でも、それについて(危機状態にある)来談学生が面接で言及しているにも関わらず、担当者が危機介入や警告を行わず通常どおりの対話をする、などの事態が想定されます。

また、他にも、例えば来談学生が「死にたい」「消えたい」などの希死念慮に関連する言動についてカウンセリング内でコメントしているにも関わらず、対応するカウンセラーがその言動を何の根拠もなく「感情の吐露」などと解釈して、来談学生の緊急性をまったく認識しないということが想定されます。このような現象は担当者の見立て(ケースフォーミュレーション)が不十分であることから発生することがありえます。

仮にこのような上記の現象が学生相談の現場に発生しているとして、さらにどのような専門的考察が可能でしょうか。ラッカー(1968)は、セラピストに引き起こされる逆転移を「融和型」と「補足型」の二種類に分類しました。前者の逆転移は、セラピストがクライアントが子ども時代に感じていた感情を感じている

ことに深く関連します。後者の逆転移は、セラピストがクライアントの子ども時代の養育者たちが感じていた感情を感じていることに深く関連します。

前述の前者の想定事例の心理カウンセラーの無関心について考察してみます。自傷行為の患者には、解離の防衛機制との深い関連性があることが指摘されています(松本,2009)。すなわち、相談者の自傷行為に強い無関心や極度の鈍感さに陥っている心理カウンセラーは、相談者の防衛的解離と同様な「融和的逆転移」を発生していることが想定されます。あるいは、自殺リスクの高い方に特徴的な心理状態として心理的視野狭窄(藤原と高橋,2008)がありますが、心理カウンセラーが何の危機感もなく自殺企図の可能性が高い来談者に対して極めて(危険性に)無関心に対話しているとしたら、心理カウンセラーにも逆転移的に心理的視野狭窄(現実検討の機能不全)が引き起こされているといえるでしょう。

※3

※3 フロイトは「共感」という概念について15回用いていたものの(Wolf,1983)、精緻な理論化には至りませんでした。例えば、フロイト(1921)は「共感」のことを「他の人々のなかの、われわれの自我にとっては本来異質なものを理解するために、もっとも大きな役割を果たす過程」と述べています。精神分析家のバーガー(1987)は、伝統的な(正統派の)力動的精神分析と精神分析的自己心理学を考察の主軸(基盤)にしつつ、「臨床的共感」について精緻に論じています。※4※5

その理論化のなかで極めて重要な構成要素は「その場に居合わせる観察者」と「外的な観察者」です。前者において治療者は(患者の世界に想像的に入ることで)大まかで表面的ではあるもののある特定の事象に関する患者の体験状態を認識でき、後者において治療者は、全体としての患者の心の状態を体験的に理解するのであり、それはパターンを見出すことや仮説形成、そして一般的なテーマの特定といった機能の増大と結びついています。治療者には両者の観察者の立場の間を自由に揺れる能力が重要となります。上記の逆転移は、この共感能力の機能不全状態ともいえるのです。自力でその

機能の改善が困難な場合には、スーパービジョンを受けることが望ましいでしょう。

※4 角田(1999)はバーガーの考え方のユニークな点として、①「その場に居合わせる観察者」と「外的な観察者」②人間存在が持つ普遍的な逆説性あるいは葛藤③上記②に関連した「起因者」と「犠牲者」④隠喩(メタファー)の強調、をあげている。

※5 齋藤(1999)は、バーガーの「臨床的共感」の理論化の意義を極めて的確に要約して次のように説明しています。

「共感」は、40年程前にロジャース派の心理療法がわが国で主流をなしていた頃以来のなじみ深い概念である。ただし、全般に一体感や「融合」と親和性の高い日本人の場合には、この概念を正面から吟味し直すよりも、何となくすでにわかっているかのような思い込みがあるかも知れない。確かに「感情体験の共有」にかかわる概念、自他間の心理的距離の接近を伴う概念には違いない。……

本著者の「共感」見解に戻ると、フロイト、ドイチュ、フェニヘル、ライヒ、スピッツ、シェイファー、バッシュ、グリーンソン、リヒテンバーグといったわが国でもよく知られる精神分析の諸理論の展望一つをとってもうかがえるように、それは大へん厚みに富んでいる。内的感情生活と調和する方向性だけではなく、むしろそれと距離をとった、相手の主観体験を客観視する方向性をも重視する立場である。また感情の共有以上に、葛藤や防衛メカニズムなど無意識的な心理力動に絶えず注意を注ぎ続けるという点でも、臨床家の精神活動の多重性を前提として成立する「共感」なのである。

近年、新聞やテレビ番組などで共感とSNS(あるいはインフルエンサーなど)、そして政治との間の関連性がよく議論されています。その際に、「共感」という概念は親近感、あるいは情動感染のような現象を意味しているようにみえます。東畑(2026)は、現代政治と社会的分断について、「背景に色々な事情があることを想像することが分断を和らげはする」「今は政治家が人々の『奪

われている』という傷に訴え、共感を集めているように見えます。それも大事なことだと思いますが、同時に共感の輪の外側にいる人たちのことを想像し続けることが、政治家がパブリックであるための重要な仕事ではないかと僕は思います」とコメントしています。おそらく上記の通俗的(日常的)な共感概念を(あえて)意識したコメントではあると思いますが、「臨床的共感」という観点からは、感情的体験の共有や異質な事情への想像力に関連することとはどれも「臨床的共感」の重要な構成要因であるといえるのです。その意味で、社会的に深刻な分断とは、(上記の)「共感の多重性」の欠如や機能不全から蔓延する可能性があると考えられています。

前述の想定事例の後者について検討してみましょう。来談学生の希死念慮を単なる感情の吐露などと仮に誤解する心理カウンセラーについては、どのような考察が可能でしょうか。この場合には、子どもの心理的危機状態に無関心な親の心理状態の逆転移、すなわち「補足型逆転移」が発生している可能性があります。あたかも来談学生の心理的な家庭状況が学生相談室に(心理カウンセラーには無自覚に)再現されたような状況といえるでしょう。このような逆転移の本質には、否認の原始的防衛機制が関与する可能性が高いと筆者は見立てています。

また、学生相談業務における緊急事案や危機介入事案には、対応する心理カウンセラーに何らかの心理的ダメージが加わることがあります。そのために、この業界には高い緊急がある来談学生の事案をカウンセラー(の側)から意識的あるいは無意識的に(あるいはその両方の要因から、合理的な理由なしに)対応を中断するという現象が発生することがあります。

なぜそのような事態が発生するのでしょうか。これについては、すでにハーマン(1992)が「外傷性逆転移」という概念を用いて、次のように述べています。

外傷には伝染性がある。…治療者は程度こそ違え、患者と同一の恐怖、怒り、絶望を体験する。…患者の外傷体験物語を聞くことは、必ず、治療者が過去

に受けた個人的外傷体験を再活性化する。

すなわち、深い心的外傷を抱えた来談者の語りを傾聴することには、対応する治療者自身にも心的外傷を引き起こす危険性があるのです。^{※6}

※6 ハーマンが治療者の心理的安全を維持するために推奨する重要項目の一つに「治療者に対するサポートシステム」があります。ハーマンはこれについて、定期的な集まり(フォーラム)や同僚のサポート・グループなどを指摘しています。

筆者が上記の(外傷性)逆転移に対してとても重要であると考ええる要因の一つは「共感」です。精神分析的自己心理学の創始者であるコフート(1984)は晩年の著書である『自己の治癒』で次のように述べています。

エンパシー(共感)は生涯に渡って、他人の体験を自分でも体験しうる能力であるが少しだけの程度にとどめておくのが普通であり、また妥当である。^{※7}

※7 竹友・堀(1993)の翻訳を参照して、訳を一部のみ追加した。

上記のコフートの論述から派生する課題の一つは、共感による過剰な理解による相談者の心的外傷のリスク(リー&マーティン,1991)です。心理臨床(精神分析的心理療法)の経験を積み重ねることで、筆者の経験では約10年ほどになると、相談者の心理状態の共感的(代理内省的)な見立ての能力が着実に向上するようになってきます。ただこのコフートの見解には、(相談者の病態水準にもよりますが)心理臨床(精神分析的心理療法)の実践において、セラピストの共感における関係性の深まりと来談者の心的外傷のリスクという相反する拮抗した状況が、瞬間瞬間の互いの関係性に起こりうることを示唆しています。

しかしながら、このような心的外傷のリスクという現

象は、来談者のみならず「外傷性逆転移」による心理療法家側のリスクでもあることが理解できます。すなわち、コフートの上記の記述は心理療法家側の心的外傷に対しても同時にそれを予防(対処)する可能性を示唆していると筆者は考えます。その意味で、シェイクスピア(1595)の「Wisely and slow ;They stumble that run fast.」という言葉は、臨床的共感の中核的要因の一つであるといえるでしょう(菊池,2026)。

4.緊急対応と対象喪失反応

緊急対応(危機介入)において妨害要因となりうる「逆転移」について説明しました。次に緊急対応と「対象喪失反応」について記載します。この現象は、特に来談学生に希死念慮や自傷行為などの問題があることにより警告義務が発生して、来談学生の家族に状況説明の連絡を行う際に引き起こされる場合があります。理由としては、緊急事態を知らされた家族にとって、理想の家族像の喪失を当該家族が体験していることが想定されます。以下に小此木(2004)の対象喪失における「モーニングの心理過程」について概説します。

その心理過程の第1段階は、「無感覚の段階」です。無感覚は一般に数時間から1週間持続しますが、しだいに強烈な情緒反応(情緒的危機)を引き起こします。特徴的な心理状態として、激しい衝撃を受けることによる興奮、不安、無力感、心細さ、そして挫折感があらわれ、今後についての模索の心理が続きます。

その第2段階は、「抗議の段階」と「保持の段階」です。前者については、愛着や執着の対象への分離に対する抗議や怒りが見受けられます。また、後者については、失った対象を取り戻そうとしたり(執着の心理)、失った人をもう一度思い出したり、本当に相手を失うという現実を直視できない、事実を否認する心理が働く段階です。

その第3の段階は「絶望と抑うつ」の段階です。この段階では、断念による本格的な対象喪失が体験されます。悲嘆のような主観的な情緒体験を引き起

こし、激しい絶望と失意が襲います。その状態がもっとひどくなると、引きこもり、抑うつ、無気力の状態に落ち込み、それが第3の段階であり、もはや相手が本当に永久に戻ってこないという現実を認める段階です。

その第4段階は、「離脱の段階」です。立ち直りや再建の努力が始まります。それまで執着していた対象から自由になり、場合によっては別の対象に気持ちを向けかえることができるようになります。

上記の各段階が想定される緊急対応時の家族の反応について説明します。まず第1段階との関連として、来談学生に強い希死念慮など危機的状況があることについて伝達すると、(家族の)反応がかなり鈍いと感じたり、今後どうしたらよいのだろうかという情緒的な嵐(情緒的危機)のような反応が見受けられることがあります。また、第2段階との関連として「家族では普通にしているのに、どうしてそのような状況にあるのか」と強い怒りや抗議を当該家族から向けられることがあります。

第3段階との関連として、危機介入や警告で家族に連絡した際に、すでに当該家族はその状況に直面しており、絶望的な心境に陥っている場合があります。すなわち、第3段階の「絶望と抑うつ」の段階との関連性があります。当然のことではありますが、この段階が想定される家族に対して学生相談員の介入が批判や批難と受け取られないように配慮が必要です。この段階にある家族は、絶望しながらも現実には直面しているために、的確なアドバイスを行えば家族連携が非常に迅速に進むことがよくあります。

また、第4段階においては、例えば連携対象の家族が医療従事者である場合や、すでに危機的状態にある学生と同伴で医療機関を受診している家族などは、現実的な対話や信頼関係の構築が円滑に進み、未来志向的に対応することが迅速に可能な場合があります。

ここで、危機介入関連事例における家族連携において、他にも筆者が重要だと考える項目を以下に記載します。

①対応経過を簡潔に伝える。

②専門的見立てを伝える。

③精神医学的診断に該当する疑いや可能性がある場合には、その疑いと根拠を伝える。

④どのような予後が想定できるかを伝える。

⑤対応時点でわからないことがあれば、はっきりわからない旨について正直に伝える。

⑥こちらの勤務時間や当該家族の連携可能な時間帯などについて伝達や確認する。

⑦見立ての仮説の明確化を前提に連携対象(家族)に「希望」を伝達する。

①については、来談学生がいつ相談に訪れてどのような経過をたどり、どのような危機状態にあるかの概略を伝達することです。可能な限り来談学生から家族への伝達の了解を得ることが望ましいのは当然のことです。

②については、オリエンテーションに応じた専門的見立てを伝達します。例えば、精神分析学派のマックウィリアムス(1999)は、精神分析的見立てについて以下の項目を分類化しています。

a.変えられないものをアセスメントする。

b.発達的な問題をアセスメントする。

c.防衛をアセスメントする。

d.感情をアセスメントする。

e.同一化をアセスメントする。

f.関係のパターンをアセスメントする。

g.セルフエスティームをアセスメントする。

h.病因となる信念をアセスメントする。

対応する来談学生の危機状態により展開は様々ですが、精神分析学派をオリエンテーションとする場合には、優先順位を入念に検討しつつ上記のアセスメントについて伝達を行います。

③については、臨床心理士は精神医学的診断は行わないものの、例えば来談学生に希死念慮が見受けられ、うつ病の疑いがある場合などは、疑いを前提としながらも医療機関受診の必要性なども伝達を行います。

④については、予測される危機状態にある来談学生の今後の展開を可能な範囲で伝達します。例えば、うつ病の疑いがあり危機状態にある学生に対し

して、家族が授業をうけるように登校を強く促しているような場合があれば、その先にある危険性について積極的にアドバイスを行います。

⑤については、例えば、危機状態にある学生を、ゼミ教員や就職課の職員などが当該学生の異変を察知して学生相談室へ学生同伴で突然に来談するような場合があるため、対応する心理カウンセラー側にも来談学生について初回面接だけではよくわからないことも当然ながら存在します。しかしながら、来談学生に希死念慮が強く自殺を具体的に計画していることが確認された場合などには、迅速に家族へ警告が必要です。しかしながら、家族のなかには前述の抗議の段階にある場合には、来談学生の詳細について質問せめにしてくることもありえます。そのような場合には、あいまいな説明ではなく、わからないことについては誠実に家族にその旨をはっきりと伝達をすることがよりよい展開につながることで、筆者の経験では多いと感じます。

⑥については、緊急対応時には連携する家族に対して心理カウンセラーは担当の勤務時間帯や、さらなる緊急事態に備えて学内の危機管理体制について伝達しておくことが重要です。その一方で、学生相談室の危機管理体制には一定の限界があります。その限界をオーバーした事態が発生した場合の対処についても、適宜伝達できることが望ましいでしょう。

⑦について、筆者は心理療法の学派を問わず、心理療法家が抱く「希望の感覚」(Berger,1987)は、心理療法を構成する本質的要因の一つであると考えています(菊池,2024)。これに関連して、マックウィリアムス(1999)は、インテーク面接の終盤に「私はあなたを助けることができますと思います」「あなたの問題は長く続いている慢性化したものです。私はその問題をいくらか改善するお手伝いができるかと思いますが、それには時間がかかるでしょう」と希望をもたらす介入を行うことの重要性について説明しています。^{※8}

※8 このような介入や心的態度は、危機介入や緊急時の家

族連携においてもとても重要です。筆者の経験では、学生相談業務において来談学生に対して希望をもたらす介入を行うには、常勤的立場での学生相談業務を10年以上積むことに加えて、オリエンテーションの専門性を高める訓練を少なくとも3年以上積むことが必要であると見立てています。

5.おわりに

ここまで中核技能の重要な構成要因である危機介入における逆転移や臨床的共感、そして(連携する家族に引き起こされる可能性のある)対象喪失反応について論じました。まだ論じきれしていないテーマは複数あります。例えば、家族との連携が難しい場合

が多い留学生対応です。あるいは、最近メディアでもよく話題になっているカゼ薬などの大量服薬に陥っている極めて深刻な危機状態にある学生への対応などです。

一歩対応の見極めや危機介入を誤ると、大きな事故や自殺につながりうる深刻な事例が現実には一定数存在します。筆者はこれまで上記の関連事例についても数多く対応してきました。

社会に存在する1人でも多くの(危機的)学生が救われるように、これまでの経験や知識を可能な範囲で今後も論文などで発信していければと心から願っています。

文献

1. 朝日新聞 (2026) .癒やされ傷つき 重ねる自分.13 版 S 総合 4 2026/1/6/p.4.
2. Berger,D. (1987) .Clinical empathy.Jason Aronson Inc.角田豊他訳『臨床的共感の実際』.人文書院 1999.
3. Freud,S. (1921) .Group psychology and the analysis of the ego.Standard Edition 18.小此木啓吾訳.集団心理学と自我の分析. (『フロイト著作集 6』所収) 人文書院.1970.
4. 藤原俊通・高橋祥友 (2008) .自殺予防カウンセリング.駿河台出版社.
5. Greenson,R.R. (1978) .Exploration in psychoanalysis.International universities press,INC.
6. Herman,J. (1992) .Trauma and recovery.New York:Basic Books.中井久夫訳『心的外傷と回復』みすず書房 1999.
7. 菊池秀一 (2024) .緊急対応 (危機介入) について. (『大阪経済大学学生相談室年報 2024』所収) .
8. 菊池秀一 (2026) .これまでの職業体験を回想して. (三川俊樹 他著『職業としての心理学』所収) 追手門学院大学心理学論集第 34 号.
9. Kohut,H. (1984) .How does analysis cure?.Chicago:University of Chicago Press.幸順子ほか訳『自己の治癒』みすず書房.1995.
10. Lee,R.R &Martin,J.C. (1991) .Psychotherapy after Kohut.The Analytic Press.竹友安彦・堀史郎監訳『自己心理学精神療法』岩崎学術出版社.1993.
11. 松本俊彦 (2009) .自傷行為の理解と援助.日本評論社.
12. McWilliams,N. (1994) .Psychoanalytic Diagnosis.The Guilford Press.成田善弘監訳『パーソナリティ障害の診断と治療』創元社.2005.
13. McWilliams,N. (1999) .Psychoanalytic Case Formulation.The Guilford Press.成田善弘監訳『ケースの見方・考え方』創元社.2006.
14. 日本学生相談学会 (2025) .学生相談機関ガイドライン (改定版) .
15. 小此木啓吾他編 (2004) .心の臨床家のための (改訂) 精神医学ハンドブック.創元社.
16. Racker,H. (1968) .Transference and countertransference.New York:International Universities Press.坂口信貴訳『転移と逆転移』岩崎学術出版社.1982.
17. 齋藤久美子 (1999) .「共感」という臨床課題. (角田豊他訳『臨床的共感の実際』所収) 人文書院 1999.
18. 齋藤久美子 (2004) .精神医学の隣接領域としての臨床心理学. (小此木啓吾他編『心の臨床家のための (改訂) 精神医学ハンドブック』所収) 創元社.2004.
19. Shakespeare,W. (1595) .Romeo and Juliet.PENGUIN BOOKS.
20. 下山晴彦 (2012) .面白いほどよくわかる！臨床心理学.西東社.
21. Wolf,E.S. (1983b) Empathy and countertransference. In The Future of Psychoanalysis,ed. A. Goldberg,pp.306-326.New York :International Universities Press.

I 論文

スクリーンのなかの分析家 『Adieu Lacan』が見せるラカンの臨床

非常勤相談員 河 野 一 紀

1. はじめに

精神分析の「実際」を、我々はどこまで知ることができるのだろうか。精神分析について学ぶとき、我々はフロイトをはじめとした分析家の著作を読み、その理論や技法について多くのことを知ることができる。しかし、実際の分析で何が起きているのかを目にする機会はほとんどない。というのも、精神分析は分析家と分析主体とのあいだで交わされる極めて私秘的な実践であり、守秘の要請から、そのやり取りがそのままのかたちで第三者に公表されることは基本的にないからである。

しかし、その「実際」を知ることを困難にしているのは、こうした外在的制約だけではない。より本質的な理由は、転移という現象そのものにある。分析家の態度や振る舞いが分析主体にどのような作用をもたらすかは、その分析主体が分析家をどのような他者として位置づけているかに左右される。それゆえ、やり取りを外部から観察し記述するだけでは、転移関係のなかで分析家と分析主体に生じている経験を十分に捉えることはできない。精神分析の学びにおいて、自ら分析を体験することが中核に位置づけられるのも、こうした実践の性質と深く関わっている。

それでも、我々には精神分析の「実際」を知るすべが全くないわけではない。分析家による症例報告やヴィネットは、守秘のための匿名化や改変を経てはいるものの、臨床のリアルを伝えてくれる。さらに、ラカン派においても一つの重要な媒介とみなされてきたのが、分析主体による証言である。ラカンが考案したパスという制度は、分析の終結と分析家の養成に関する証言を収集する装置として構想された。

分析について語ることは、分析家だけの特権ではない。分析主体もまた、自らの分析を振り返り、分析家の解釈や沈黙、セッションの区切りなどが自身にどのように作用したのかを、事後的に語ることもできるのである。

分析主体の証言を手がかりとして、ラカン派精神分析の「実際」に接近しようとする試みとしては、例えば、論集 *How Does Analysis Work?: Examples of Lacanian Interpretation* (2024)¹を挙げることができる。この論集では、ラカン派の分析を経験した臨床家たちが、自らの分析に決定的な作用を及ぼした介入について証言している。これらの証言は、理論や技法の説明だけでは捉えにくい、個々の介入が作用する文脈と、その経験の特異性を伝えている。

テキストを媒介に伝えられる分析主体の証言は貴重であるが、それでもなお、「実際には、それはどのような状況であったのか」という疑問が残る。分析の経験が何を伝えうるかは、それを担うメディアに左右される。書かれたテキストは具体的な言葉のやり取りを伝えるが、分析状況の身体的・時間的な側面まで十分に伝えるとは限らない。分析家と分析主体は、それぞれどのようにその場に身を置いていたのか。分析主体はどのような調子で言葉を発し、分析家はどのような表情でその言葉を聞いたのか。言葉と言葉のあいだには、どれくらいの間があったのか。こうした側面に接近しうるメディアとして考えられるのが、映像である。

ラカンについて、その話し方や身振りを知ることのできる映像はいくつか残っている。1972年のルーヴ

ァン・カトリック大学での講演と、フランソワーズ・ヴォルフによるインタビューを収めた『Jacques Lacan parle』では、沈黙や間を挟みながらゆっくりと語ったかと思うと突如として勢いを増し、聴衆の介入にも応答するラカンの、緩急に富んだ演劇的な語り口に触れることができる。また、1973年には、ジャック＝アラン・ミレールの質問にラカンが応答する姿がブノワ・ジャコによって撮影され、翌年3月にフランス国営放送ORTFで『Psychanalyse』として2回に分けて放映された。この番組に対応するテキストは、1974年に『Télévision』としてスイユ社から刊行されている²。

しかし、これらの映像が伝えるラカンの姿や実践についての証言も、分析家としてのラカンが、一人の分析主体と向き合っている場面そのものを伝えてはくれない。そこで本稿が取り上げるのが、ブラジルの精神分析家であり作家でもあるベティ・ミラン Betty Milan の分析体験をもとにした一連の著作と、それをもとにリチャード・レデス Richard Ledes が監督した映画『Adieu Lacan』(2022)である。

ミランは若くして精神医学を修め、ブラジルで精神分析の訓練を受けた後、パリでラカンとの分析を体験することになった。ミランによれば、この経験は精神分析家としての歩みだけでなく、作家としての仕事にも大きな影響を残したという。

だが、興味深いことに、ミランはこの分析体験を、最初から自身の「証言」として発表したわけではなかった。彼女はまず1991年に、ラカンとの分析経験をフィクションとして書き上げた小説『オウムとドクター』(*O Papagaio e o Doutor*)を発表した。彼女はこの作品をオートフィクション³と位置づけている。次いで2009年には、同じ経験を舞台化した戯曲『さよなら、ドクター』(*Adeus, Doutor*)を発表する。そして2021年には、自身の分析を回想録としてまとめた『ラカン、今もなおある分析の証言』(*Lacan ainda: Testemunho de uma análise*)を刊行した。映画『Adieu Lacan』は、このうち小説と戯曲をもとに作られたものである。映画ではデヴィッド・パトリック・ケリー David Patrick Kelly がラカンを、イスメニア・メンデス Ismenia Mendes がミランをモデルとす

る分析主体セリエマ Seriemma を演じている。

ここには、精神分析の経験が異なる形式で語り直され、伝達される過程がある。したがって、『Adieu Lacan』での描写を、そのままミランとラカンの分析の記録として扱うことはできない。とはいえ本作は、テキストが伝えきれない側面を、具体的な場面として我々に見せてくれる。それらは、分析家がどのように応答し、その介入が分析主体に対していかなる作用をもたらすのかを考える手がかりとなるだろう。ただし、そのような作用は、映像化された分析家の振る舞いを見ることからただちに導き出せるわけではない。そのため、ミランがラカンの介入をどのように経験し、その作用をどう振り返っているかを、映像以外の証言に即して検討する必要がある。

本稿では、まずミランの経歴と分析の経緯を確認したうえで、映画『Adieu Lacan』が分析家の介入の作用と、分析の進展にともなう分析家の位置の変化をどのように描いているかを、ミランの証言を参照しながら検討する。そのうえで、分析家の振る舞いを「見る」ことによって、その作用について何が分かり、何がお捉えられないままなのかを考察する。以上を踏まえて、分析家としてのラカンの態度が示唆すること、とりわけ転移のなかでの分析家の位置について考えてみたい。

2. ベティ・ミランについて

映画の場面の検討に入る前に、原作者ベティ・ミランがどのような経緯でラカンの分析主体となったかを確認しておきたい。彼女は精神分析について何も知らない状態でラカンのもとを訪れたわけではない。ラカンと出会った時点ですでに精神科医であり、自らの分析を経たうえで、分析家としての実践も始めていた。また、『エクリ』を読み、ラカンの理論にも強い関心を抱いていた。

ただし後に見るように、彼女はその実践を支える制度的な承認を欠いていた。いずれにせよ、彼女の証言は、分析主体としての経験の語りであると同時に、すでに分析家として実践していた者が、別の分析家の仕事を内側から振り返る語りでもある。ミラン

自身、ラカンの変動時間セッションを受け入れることができた背景には、それまでの分析経験と臨床経験があったと述べている⁴。

2-1. ミランの経歴—ブラジルからパリへ

ベティ・ミランは1944年、ブラジルのサンパウロに生まれた。父方、母方ともに祖父母はレバノンからの移民である。医師であった父は、長女であるミランにも自分と同じ専門職に就くことを望んでおり、1962年に彼女は18歳でサンパウロ大学医学部に入学する⁵。医学部3年時、父が白血病のため48歳で亡くなり、ミランはその看取りに関わった。後年ミランは、娘に自分と同じ道を歩ませようとする父の期待と、娘を自分だけのものにしておこうとする父の独占欲とを語っている。このような父との関係は、ラカンとの分析を検討するうえでも重要な主題となる。

父の期待に応えるかたちで医学の道に進んだミランであったが、次第に彼女自身の興味は精神医学、さらに精神分析にあることが明確になっていった。1964年頃から精神分析を本格的に学ぶようになり、サンパウロで、ブラジル精神分析協会(BPS)に所属するクライン派の教育分析家のもとで分析を受け始め、1966年にはBPSの訓練課程に入る。その二年後、ミラン自身は自分の分析が終わったと考え、分析を終了した。しかしBPS側はこれを認めず、分析を再開しなければ訓練を継続できないと警告した。だが、ミランは分析の再開を拒否したのであった。

この経緯は、彼女をラカンのもとへ向かわせる一因となった。当時、BPSの訓練はブラジルで精神分析家として実践するための必須条件ではなかったが、分析家のコミュニティに参入するための標準的なルートであった。そこから外れたミランは、分析家としてやっていくための別の根拠を必要としていた。彼女自身の表現では、「外部からの、反論の余地のない承認」⁶を求めていたという。

したがって、ミランがラカンに惹かれた理由は、理論への関心だけではない。BPSの制度から外れた自分と、国際精神分析協会(IPA)と対立していたラカンとを重ね合わせる同一化があり、さらに当時の

ブラジル知識人にとってフランスでの承認は強力な保証になるという事情もあった。ミラン自身、こうした要因を率直に振り返っている。

ラカンとの出会いに至る経緯は、次のようなものであった。1968年頃、サンパウロを訪れていたラカン派のフランス人精神分析家との出会いをきっかけに、ミランは医師や心理士たちと『エクリ』の読書会を組織した。この時、参加者たちは、ラカン理論をブラジルで教えることのできるフランス人分析家を必要としていた。他方でミランは当時、マックスウェル・ジョーンズと知り合い、精神医療改革にも関心を寄せていた。そして、1971年にスコットランドの治療共同体を見学するために、ヨーロッパを訪れた。ミランによれば、その帰途にパリへ立ち寄り、「できれば」⁷ラカンにも会って、ブラジルでラカン理論を教えてくれる分析家を紹介してもらおうと考えていたにすぎず、事前に面会の約束もしていなかったという。さらに、彼女は後年のインタビューで、「彼と分析をするつもりは、まったくありませんでした」⁸とも明言している。

ところが、その訪問で事情が変わる。ミランによれば、彼女を「未来の分析主体」⁹として認めたのはラカンの方であった。ミランはパリに到着後、ラカンに電話をかけたが、ブラジルで教えられた電話番号が誤っていて面会予約ができず、ブラジルの同僚からの手紙を届けるため、旅の同行者とともに直接オフィスを訪れた。初めて顔を合わせたラカンは、事情を話す彼女に対して、「電話が通じなかったのなら、なぜすぐここへ来なかったのですか」¹⁰と尋ねた。さらに、彼女がブラジル人であること、祖父母がレバノンからの移民であることに強い関心を示したという。翌日、分析家を招致する条件をまとめて伝えに来るようと言い、二度目の面接でもさらにその翌日に、条件を書面にして持って来るよう指示した。こうして三回の短い面接がなされた。最初の面接は約20分、残り二回は10分にも満たなかったという。ミランは後に、この三回こそ自分の分析の「第一期」、すなわち予備面接だったと振り返っている。

ここで注目すべきは、ミランが当初から分析を求めてラカンを訪れたわけではないという点である。表

明されていた要求は、ブラジルでラカン理論を教える分析家を紹介してほしいという実務的なものであった。もっとも、それだけが目的であれば、手紙で用を済ませることもできたし、電話がつながらなかった時点で訪問を見合わせることもできたはずである。それにもかかわらず、ミランはラカンのオフィスを直接訪れた。その後の二度の訪問はラカンの指示によるものであったが、このように面接を重ねること自体が、実務的な要求には還元されない何かをラカンが聴き取っていたことを示していると言えるだろう。ミラン自身の回想によれば、ラカンは彼女の要求に応答しながら、その背後にある別の欲望が言葉になるのを待っていたという。そして三回目の面接で、二年以内にラカンのもとへ戻り、分析を受けたいという欲望が、ミラン自身の口から語られることになった。ここには、要求に直接答えるのではなく、主体自身が何を望んでいるのかを語るよう促すというラカンの姿勢がすでに現れている。

2-2. ラカンとの分析、そして証言に至るまで

1971年の面接から二年後の1973年、ミランは約束通りパリへ戻り、本格的な分析を開始する。到着の翌日にラカンへ電話し、自分がパリにいと告げる。だが、ラカンの返事は歓迎の言葉ではなく、ただ「それで？」というものだった。それに対して、ミランは「分析を受けたいのです」とはっきりと答えたのであった。彼女はこの電話を、「分析の第二期における最初のセッション」¹¹と位置づけている。

このとき彼女が予定していたパリ滞在は四か月だった。当初ラカンは、彼女のフランス語が分析を行うには十分ではないことを問題にして、パリ在住のポルトガル人分析家を紹介することを提案した。しかしミランは、「あなたとの分析でなければ、今日中にブラジルへ帰ります」と拒絶する。この時点からすでに、彼女にとって重要だったのは単に分析を受けることではなく、「ラカンとの分析」を受けることであった。すると、ラカンは「よろしい。では、また明日来なさい」と答えた¹²。この「また明日」という言葉は、その後の彼女の回想に繰り返し現れることになる。

四か月の分析を終えてブラジルへ帰国したミランを待っていたのは、パートナーの裏切りだった。彼女は強い絶望と嫉妬に陥り、酒に溺れ、復讐の観念に囚われるようになる。その様子を見た母親の勧めで、彼女は再びパリへ向かうが、事前にラカンには連絡していなかった。しばらくの間、リール通り5番地へ行くこともできずにいたミランは、やがて意を決して、予約なしで診察室を訪れる。ミランが自分の現状を語ると、ラカンは「私はあなたに何の保証も与えられません」「危険はすべてあなたのものです」と告げたうえで、「また明日来なさい」と言った¹³。ミランはこの応答を、保証に頼ることなしに、自ら分析に取り組むよう促すラカンの働きかけとして振り返っている。

ミランは1974年にはじまるこの時期を、「もっとも長く、決定的」¹⁴だった分析の第三期と呼んでいる。この時期に扱われたテーマは、単にパートナーとの関係だけではない。父との関係、レバノン移民の子孫としての出自、自分の身体と女性性、母になること、そしてフランス語とポルトガル語という二つの言語といったテーマが次々と分析において語られた。

また、彼女の分析は、分析家としての仕事や活動とも切り離されていなかった。1975年にはラカンの承認を得て『セミネールI フロイトの技法論』のポルトガル語訳に着手している。また、リオデジャネイロ・フロイト学派の設立にも加わり、パリ第8大学ヴァンセンヌの精神分析部門ではラカンの助手を務めるとともに、教育研究活動にも参加した。

分析の終わりが近づくにつれて、ミランにはフランスを離れ、ポルトガル語のなかで生きたいという欲望が明確になっていく。ラカンとの分析はフランス語で行われていたが、最後には、彼女自身の言語が問題になったのであった。セミネールの翻訳を終えた彼女は、今度は他者の言葉を訳すのではなく、「自分自身の言語で直接書きたい」¹⁵と考えるようになっていた。

また、ミランは自らの実践についてラカンのコントロールを受けていた。ラカンとの分析を終えた後、ブラジルへの帰国を前にしたコントロールでミランが報告したのは、飲酒をめぐる問題を抱えた分析主体に、

別れ際にワインを贈った事例であった。ラカンは彼女の報告に対して、“Vous avez de la bouteille”と応じた。字義的には「あなたは瓶をもっている」だが、avoir de la bouteille は「経験を積んでいる」、「場数を踏んでいる」を意味するフランス語の慣用表現である。ミラン自身は、当時この表現を理解できず、「瓶」という字義の意味として受け取った¹⁶。しかし、後になって、ラカンはこの言葉遊びによって彼女の分析家としての力量を認め、彼女自身が望む場所で実践するための承認を最後に与えてくれたのだと解釈している。

ここで注目したいのは、ミランが分析家のもとを離れる際の言葉に、後になって承認を見出したことである。最初にミランがラカンとの分析を求めた理由の一つには、自らの実践に対する承認があった。ミランにとっては、ラカンとの四か月の分析そのものが、この承認になると思われたのかもしれない。一方で、個人的危機のために再び分析を求めたミランに対して、ラカンはその今後を保証することなしに、分析に取り組むように導いた。そして、すでに見たように、分析の終わりに明確になったのは、フランスを離れ、自分自身の言語で書きたいという欲望であった。さらに、帰国に際して受けたコントロールで、後に自らの力量への承認として解釈することになるラカンの言葉を受け取った。ここに示されるように、他者からの承認を得ることと、その他者から離れていくこととは、必ずしも相反しない。この関係については、第6節で立ち戻りたい。

ミランはこうして、パリでのラカンとの分析を終えた。しかし、彼女が自らの分析体験を「証言」として語るまでには、長い時間を要した。1970年代にある出版社から執筆を依頼された際にも、ラカンに対する転移が強く、証言するための「十分な距離」¹⁷を取ることができなかったため、依頼を断ったという。そこで彼女は、分析から得た着想を書くにあたって、小説や戯曲というフィクションの形式を選んだのである。その後、2021年の『ラカン、今もなお』に至って初めて、彼女は「ある分析の証言」という形式で、自分とラカンとの仕事を振り返ることになる。ただし、この回

想録は、日記でも年代記でも、すべてのセッションを再現したものでもないミラン自身明言している。書き残したのは自分にとって決定的であった場面で、中心に据えられているのも自分自身の人物像ではなく、「職業人としての、分析家としての機能におけるラカン」¹⁸であるという。

本稿では、各局面におけるラカンの介入とその作用をミランがどのように体験したかを検討するにあたり、この証言も分析家としてのラカンの在り方を伝える資料として参考にする。

2-3. 『Adieu Lacan』の成立と分析経験の映像化

この映画の原作の一つとなった戯曲『さよなら、ドクター』は、2009年にパリのロン＝ボワン劇場で朗読上演として発表され、2015年にはミランの戯曲集に収録された。小説『オウムとドクター』が、移民や母語の問題を含むより広い物語であったのに対し、『さよなら、ドクター』は、とりわけ「母になること」を中心的な問いとして、ラカンとの分析を舞台化した作品である。主人公はミランをモデルとしたセリエマという女性であり、分析家は一貫して「ドクトール」と呼ばれる¹⁹。ミラン自身、この戯曲を「オートフィクション」と呼ぶことができると述べており、この手法は分析の過程を舞台上でより効果的に表現するためであったという²⁰。

そして、2018年にニューヨークのアプレ・クー精神分析協会 Après-Coup Psychoanalytic Association に所属する精神分析家パオラ・ミエリの招きによって、ニューヨークのニュースクール大学で『さよなら、ドクター』の朗読会が行われた。その際に、司会を務めたのが映画監督リチャード・レデスであった。レデス自身は臨床家ではないものの、三十年にわたって同協会に所属し、精神分析に深い理解をもつ人物である²¹。朗読を聞いたレデスはミランに映画化を提案し、『Adieu Lacan』は2021年に完成、2022年に公開された。

監督レデスは映画化の動機として、ミランの文章が、難解な思想家として知られるラカンを「生身の人間としてありありと感じさせた」²²ことを挙げている。ま

た、ミラン自身は映画化について、「それは、ラカンが登場する最初の映画となる」²³と書いている。先に触れたように、ラカン自身を捉えた映像や、ラカンについて関係者が語る映像はすでに存在している。だが、『Adieu Lacan』が焦点を当てるのは、分析家ラカンと一人の分析主体とのセッションそのものである。そのやり取りを具体的な場面として描き出すことに、本作を取り上げる意味がある。

このような分析関係の映像化にあたり、レデスはカメラ・アングルや動き、画面の構成を含む撮影方法を重視した。彼は、テレビドラマ『In Treatment』に見られるような、セラピストとクライアントを水平アングルで撮影する手法では、精神分析における転移という現象を表現できないと考えた。そこで、カール・テオドア・ドライヤーの『裁かるるジャンヌ』(1928)を参照した。同作が極端なカメラ・アングルによってジャンヌと審問者との非対称性を描いたように、レデスはハイ／ロー／ダッチアングルを用いて、転移のなかで経験される分析家と分析主体の非対称性を映像化しようとした。

先に述べたように、こうした映像化に先立ち、ミランの経験は小説や戯曲として再構成されている。戯曲では、出来事の場所や順序が変更され、ミラン自身が経験していない出来事もセリエマとドクトールのあいだで生じている。映画化にあたって、さらなる変更が加えられた。ミランは本作を戯曲の「自由な翻案」²⁴と呼んでおり、レデスもまた、ミランの理解を得たうえで戯曲に手を加えたと述べている²⁵。

この過程では、経験を伝える言語も変わっている。ミランの分析はフランス語で行われ、小説と戯曲はブラジル・ポルトガル語で書かれ、映画では主に英語で演じられる。後に見るように、フランス語で分析を受けることは彼女の分析の主題そのものであったが、映画ではその主題が、英語という第三の言語のなかで演じ直されているのである。

本作は、こうした再構成を通じて成立している。父との関係、移民の子孫としての出自、身体と女性性、母になること、分析の言語の選択といった主題は、比重や結びつきを変えながら、ミランの著作と映画

に繰り返し現れる。この重なりを手がかりに、映画のやり取りを、ミランが語る分析経験と照らし合わせることができる。もっとも、主題の共通性を確認するだけでは、臨床的な検討には不十分である。問うべきは、それらの主題をめぐる主体の語りに分析家がどう介入し、その関係のなかで何が変化したと描かれ、また語られているかである。本作は、こうした応答と変化を具体的な場面として示すことで、介入の作用を、その関係や文脈に即して考える素材となる。

以下では、小説、戯曲、回想録、インタビューとの対応と相違を踏まえ、経験として証言されることと作品のなかで構成されることとの関係に注意しながら、その描写を検討する。

3. 『Adieu Lacan』は何を見せるのか

ミランの記憶には、ラカンのどのような言葉が、いかなる沈黙や身振りが残ったのか。そして、それらが小説や戯曲を経て映像化されたとき、分析家としてのラカンのどのような在り方が見えてくるのか。

以下では、主にミランの回想録、戯曲、インタビューを参照しながら、『Adieu Lacan』の具体的な場面を見ていく。注目したいのは、個々の介入がどのような技法であったか、という点ではない。分析の進行にともなって分析主体と分析家との関係はどのように変化し、そのなかで分析家がどのような位置を占めているのか、という点である。

本稿が取り上げるのは、四つの場面である。①言語をめぐる困難を語るなかでセリエマが自ら寝椅子へ移り、ラカンがそれを彼女自身の選択として受け止める場面、②夫の子どもを望んでいたのかと問われたセリエマが「分からない」と答え、ラカンがそこでセッションを切り上げる場面、③お守りのペンダントを失くして動揺するセリエマに、ラカンがそれを探し、見つからなければ取り寄せるよう指示する場面、④フランス語で分析を受けた理由にセリエマ自身がたどり着き、二人が互いの言語で別れを告げ合う場面である。

3-1. 寝椅子を「我がものにする」

— 見ることから、聴くことへ

最初に見るのは、セリエマが寝椅子へ移る場面である。それに先立つセッションで、椅子に座ったセリエマは、目の前に立つラカンが自分を見つめることに耐えられないと感じつつ、その姿に父を重ねる²⁶。そこから、乳母のマリアがくれた眼のお守り、彼女が求める愛、父娘関係へと語りは展開していく。

続くセッションでセリエマは、苛立った様子で、フランス語で語らなければならないことの困難、とりわけ名詞の性がブラジル・ポルトガル語とフランス語とでは異なることを話している。それに対してラカンが、性という語を繰り返すと、彼女は突然、自ら寝椅子へ向かう。

セリエマが寝椅子に横になった理由は、映画では明示されない。一方で、戯曲のト書きには、彼女がドクトールのまなざしから顔をそむけ、寝椅子を見つめ、そこへ身を投げ出す、と記されている²⁷。ここから、彼女は父の姿を重ねたラカンのまなざしから逃れるために寝椅子に向かったという解釈ができるだろう。ところがラカンは、そのような解釈を伝えるのではなく、「あなたは寝椅子に横たわったのではない、それを我がものにしたのだ。これからは、そこはあなたのものだ」²⁸と告げる。

ラカンのこの応答は、セリエマの行動をひとつの選択として際立たせ、寝椅子こそが今後、分析主体としての彼女の場所になると宣言するものだと考えられる。これに対してセリエマは、寝椅子が自分のものになったとして、そこで何を語れというのかと問い返す。しかし彼女は続けて、愛と性をめぐる自身の困難を語り始める。

この場面で変化するのは、分析主体と分析家との位置関係だけではない。対面では、セリエマはラカンの視線にさらされながら語っていた。だが、寝椅子に横になると、彼女はその視線と向き合うことから、分析家の顔を見ることから離れて語ることができる。この点に関して、劇中のラカンはセッション後の独白で、対面の段階は終わった、彼女はもう分析家の顔を見る必要はなく、自分自身の語ることに耳を傾け

ればよいのだ、と述べている。

この独白によって、寝椅子への移行は「見ること」から「聴くこと」への転換として意味づけられている。この場面は、分析の配置が転換する起点となっている。しかし、分析家の姿や表情が見えなくなれば、自動的に自身の発話へ注意が向くわけではないだろう。実際、後のセッションでセリエマは寝椅子に座ったまま横になろうとせず、ラカンも「正しい姿勢」を強いることはできないと独白している。このように、見ることから聴くことへの移行は、一度の行為で完了するわけではなく、揺れ戻しを含みながら進む。

さらに、ここには映像を見ることに伴う独特の逆説がある。この場面では、セリエマがラカンを見ることのできない位置へ移る一方、観客はなお分析家の身体や表情を見ることができる。分析の配置を具体的に描きつつ、その配置が分析主体に課す視覚的制約を、映画は観客に対しては課さないままにしておくのである。そのため、観客はセリエマの経験を追いながら、彼女には見えないものを見ることになる。この二重性は、映画が分析の配置を「見せる」ことで何を伝え、何を取り逃がすのかという、後に検討する問題をすでに示している。

3-2. 「分からない」で終わる

— 一切断は何を残すのか

次に見るのは、ラカンの変動時間セッションについて考えるうえで示唆的な場面である。ここでは、セッションの終わりをどこに置くか、その切断が何を残すかが問題となる。セリエマは夫アントニオとの関係について語り、流産の後、病院で彼から「きみは僕の子どもを欲しくなかったのだ」と言われ、それ以来何もかもが上手くいかなかったと話す。それに対してラカンは、彼女が本当にアントニオとの子どもを欲しかったのかと問う。アントニオの非難は、ここで彼女自身に向けられた問いとして差し戻されている。彼女はしばらく考えたあと、「分からない」²⁹と答える。

こうした局面では、分析家が分析主体に対し、何が分からないのかを問い返し、語りを促す応答も考えられる。ところが劇中のラカンは、セリエマが「分か

らない」と答えた直後に立ち上がり、セッションを終える。セリエマは驚き、「『分からない』と言ったら立ち上がるのか」「こんな終わり方には耐えられない」と抗議する。事実、ラカンが彼女の「分からない」を解消しないままにセッションを終えている。それどころか、彼女がさらに語り、その空白を説明で埋める機会そのものを断ち切っている。

では、ここでのセッションの切り上げは、どのような作用を持つのだろうか。ラカンは、「セッションの中断は、主体によって、その歩みのうちに打たれた一つの句読点として経験されずにはすまない」³⁰と述べている。ここでいう「句読点 punctuation」は、分析主体が言わんとしたことをそのまま確認するものではない。むしろ、区切りを入れることで、それまでの言葉の関係や重みを事後的に組み替えるものである。ラカンは、セリエマが「分からない」と口にした直後にセッションを終える。そうすることで、この言葉は単なる答えの欠如として流されることなく、それ自体がひとつの問いとして際立つことになる。

ただし、こうした介入をもとに、「重要な言葉が発せられたらセッションを終えるべきだ」といった技法論を展開することはできない。セッションを切ることはそれ自体で有効な介入になるのではなく、その作用は、どこに置かれ、主体の語りのなかでどう経験されるかによって異なる。したがって問うべきは、答えが与えられなかったことで、セリエマの問いがどのような形で残されたかという点である。分析家は、「私は本当にこの人の子どもを欲しかったのか」という問いに答えることなく、セッションを終える。こうしてその問いは、「分からない」という形のまま、彼女のもとに残されることになる。

映画では、支払いを求められたセリエマが現金を下ろしていないと答えると、ラカンは取ってくるように言う。彼女は「明日また来ます。今日は無意識にお休みをもらいます」と心のなかでつぶやきながら去っていく。これに対して、ミランは、ラカンとのセッションは「街路なしには存在しなかった」³¹と振り返っている。彼女の証言では、セッション後に街を歩き、自分の発した言葉を考える時間も、分析の経験に含まれ

ている。またインタビューでは、切断の理由を考え、自らの発話を読み解くことが、次のセッションへ戻る動機になったとも述べている³²。このように、ミランの証言に照らせば、セッションの終了は、その日に語ったことを考え続ける時間への移行でもありうるのである。

ところが、この場面は観客に別の印象を与える。観客は「分からない」という言葉とラカンが立ち上がる動作とを続けて見るため、その言葉が重要だったからセッションが終わったのだと「理解」するよう誘われる。さらに映画では、セリエマが去った直後に、ラカンの独白のヴォイスオーバーが流れる。そこでラカンは、セリエマが性のない存在であろうとしてきたのは、父のようでありたいという空想のためだと考え³³。観客は、切断の契機となった言葉に加えて、分析家の見立てまで手にすることになる。これに対して、セリエマに残されたのは、答えの与えられない「分からない」だけである。切断の契機となった言葉を特定することや、分析家の見立てを知ること、その切断が分析主体に何をもたらしたかを理解することとは異なる。映像が生むこの「分かった」という感覚と、その限界については、第5節で改めて検討する。

3-3. 失われたペンダント

—分析家はどこから応答するのか

三つ目に取り上げるのは、セリエマが身につけていた眼のペンダントを失う場面である。先に触れたように、それは乳母のマリアがくれたお守りであり、彼女にとっては単なる装飾品ではなく、自分を守るものとして特別な意味をもっていた。ペンダントを失った彼女は、ラカンとの約束の時刻に30分遅れて到着する。慌ただしく待合室を探す彼女に、ラカンの秘書が何ごとかと声をかける。セリエマは秘書に待合室にペンダントがなかったかと尋ねるが、見つからないことが分かったと、そのまま帰ろうとさえする。秘書に引き留められ、診察室に入ったものの、彼女は立ったまま、こんな状態ではセッションを受けられない、フランスにとどまるかどうか分からないと訴える。

ここで劇中のラカンが、彼女を落ち着かせようとして、ペンダントがなぜそれほど重要なのかを尋ねたりはしない。ラカンは、彼女がペンダントを失くした経緯を尋ねる。セリエマは、ブラジルに電話するために細工した公衆電話を使っている、その電話ボックスで失くしたのだと、ためらいながら打ち明ける。ラカンはそれを咎めることなく問い返したうえで³⁴、電話ボックスへ戻って探し、見つからなければすぐにブラジルから新たに取り寄せるよう指示する。

以前のセッションでラカンはペンダントを「フェティッシュ」と呼んでいたが、この場面では、ペンダントへの執着を解釈することはない。ラカン自身はその魔術的な効力を信じていないが、彼女の信を否定することもなく、むしろそれを尊重するかたちで、失ったお守りを再び手にできるよう具体的な手立てを示すのである。

この場面は、回想録に記されたミラン自身の経験とほぼ対応している。ミランによれば、ペンダントを失くしたと訴えた彼女に、ラカンはためらうことなく、すぐに新しいものを取り寄せるよう指示した。彼女は、精神分析家がなぜこのフェティッシュへの信を支持するのかと困惑したまま、セッションを後にしたという。そのうえでミランは、ここで優先されていたのは「まず、断ち切らないこと *primo non rompere*」³⁵であったと振り返り、分析家は、演じていないふりをする俳優として、自分に課されたあらゆる役を引き受けていたと述べている³⁶。

劇中では、同じ理解が、セリエマが去った後のラカンの独白として次のように語られる。セリエマが分析を続けるために必要なら、「自分はグルにでもなろう。分析家とは、演じていないかのように役を演じる俳優であり、どんな役でも引き受けることができる」と。ラカンは、セリエマにとって、お守りであるペンダントを失うことは分析そのものの中断を招きかねないという見立てのもと、それを回避するために振る舞う。

ここで優先されるのは、分析の仕事そのものを維持することである。先の場面では、ラカンは問いへの答えを与えずにセッションを終えるのに対し、ここでは、ペンダントを探し、見つからなければ取り寄せる

よう具体的に指示する。前者が問いを残すことで分析の作業を続けさせるのだとすれば、後者は、その作業が中断されかねない事態そのものに応答している。介入の形は異なるが、ラカンの介入はいずれも分析の作業を維持することに関わっている³⁷。

では、このときラカンはどのような位置から応答しているのだろうか。ラカンは、「転移にかかわる全てがそこから分節される軸」³⁸として、「知を想定された主体 *sujet supposé savoir*」を位置づけた。分析主体が、自分の症状や言葉にはまだ自分の知らない知があり、分析の場でそれが明らかになると想定することは、転移を成立させる中心的な契機である。ただし、同じテキストでラカンは続けて、その想定された知について分析家は何も知らない、とも明言している。分析家が知を実際に所有していることと、転移のなかで知を想定される位置を占めることとは、区別する必要がある。

この位置は、分析家が自ら定めるものではない。この場面では、セリエマはラカンに何を求めているのだろうか。彼女は、ペンダントへの執着の意味を問うのではなく、それなしには分析を続けられないと訴えている。この訴えには、自身の危機にどう対処すればよいかをラカンなら知っているかもしれないという期待が含まれている。ラカンが応答しているのは、この期待に対してである。

ただし、先に取り上げたミランの回想が示すように、想定された知の位置から返ってきたのは、一見すると分析家「らしくない」、彼女にとって想定外の応答であった。だが、ラカンはその応答によって、危機への対処を知る他者として求められた位置を受け、分析の継続を支えた。実際、ミランはその助言に従って新しいお守りを取り寄せて分析を続け、そこから、信仰をめぐる家族の歴史へと語りを進めていったことが回想録には記されている³⁹。

ここには、ラカンが「治療の方向づけ」(1958)で述べた、分析家は「転移の位置」⁴⁰から要求に応答するという考えが認められる。ここで問われているのは、分析家の応答の内容だけではなく、その応答がなされる位置なのである。

次に取り上げる場面では、さらにその先が問題になる。分析家が分析主体から与えられている位置を引き受けることで分析を維持するのであれば、その位置は最終的にどのような運命をたどるのであるのか。

3-4. 「Adeus」と「Adieu」

—分析家との別れはいかに可能となるのか

映画の終盤で、セリエマはブラジルへ戻りたい、アントニオとの子どもが欲しい、しかも「自分の言語を話す子ども」を産みたいと語る。かつて「分からない」という自身の言葉とセッションの終わりによって宙に浮いた問いに、ここで彼女自身の言葉によって答えが与えられたことになる。

この言葉を聞き、劇中のラカンは、一度は分析が終わったと考えるが、すぐに撤回する。分析が終わるのは、なぜ彼女が自分の母語を知らない分析家を選んだのかを理解したときだけだ、と。この問いは、実は分析の冒頭からラカン自身が立てていたものである。彼女がポルトガル人分析家の紹介を拒んだことに対して、劇中のラカンは、「私とでなければ、誰ともしない。なぜ彼女はフランス語での分析にこだわるのか」と独白していた。

続くセッションでセリエマは、分析を終えてブラジルへ帰国する、これ以上は話すべきことはないというラカンに伝える。これに対して、ラカンは自らのなかで抱き続けていた問いをセリエマに投げかける。問われたセリエマは、「分からない」と答える。ただし今度は、その言葉でセッションが切られることはない。むしろ、ラカンは「それで？」と話し続けることを促す。

やがて彼女は、「すべてを言わないためだったのかもしれない」と話し始める。彼女の父は、娘がすべてを話せる相手は自分だけだと語っていた。セリエマは、母語を知らない分析家を選ぶことは、その分析家にも自分のすべてを明らかにしないためであったと口にし、自分が父の望みに従おうとしていたことに気づく。劇中のラカンはこれを「無意識的な行為」と呼び、セリエマは自分の選択が父への服従と結びついていたことに「何たる狂気！」と驚愕する。これ

に対してラカンは、その狂気こそがあなたの分析の条件だったのだと応じる⁴¹。

劇中のラカンは当初、セリエマが言語の問題を繰り返し語ることを、本質的な問いを避けるための抵抗とみなしていた。しかし分析の終盤には、「言語こそが彼女にとって根本的だ」と考えを改めている。フランス語は、語ることを困難にする一方、すべてを明かさずに分析を受けることを可能にする条件でもあった。ミランもインタビューで、「彼〔ラカン〕がポルトガル語を知らなかったことは、非常に実りあることだった。そして私は、小説『ラカンのオウム *Le Perroquet de Lacan*』〔先に触れた『オウムとドクター』のフランス語版〕を書くなかで、彼がポルトガル語を知らなかったことも、私が彼を分析家として選んだ理由であったことに気づいた」⁴²と述べている。

しかし、ラカンがポルトガル語を知らなかったことは、彼が知を想定された主体という転移の位置に据えられたことと矛盾しないだろうか。たしかに、分析家に想定される知は、分析家が実際に有している知識とは異なる。しかし、分析家の具体的な属性も、転移のなかの位置づけと決して無関係ではありえない。ミラン自身、回想録で、分析家は知を想定された主体の位置を占めるが、ポルトガル人の分析家では、自分の場合、転移は成り立たなかっただろうと振り返っている⁴³。

知の想定は、誰が分析家であるかという具体的な条件と切り離されてはいない。ミランにとってラカンは、知を想定された他者であると同時に、ポルトガル語を知らない他者、自らのすべてを露わにせずにはいられる他者でもあった。この欠如は、知の想定を妨げるのではなく、その想定のもとで語ることを可能にする要因として働いていた。そして、その選択が父の望みに従うものだったと語られるとき、問い直されるのは、ラカンの「分析の条件」と呼んだものの、すなわち父の望みに服従しつつ語るという「狂気」である。このとき、分析家がそれまで占めていた位置は、維持されるべき前提ではなく、問い直される対象となる。

彼女の分析の条件であった「狂気」を名指したうえで、ラカンは、セリエマがいまや父の欲望から自由

になったと告げる。そして、父から自由になった以上、今度は分析家につながれたままではないと続ける。立ち上がったセリエマに対して、ラカンは「Adeus」とポルトガル語で別れを告げる⁴⁴。これに対して、セリエマは最後の支払いをラカンには手渡さず⁴⁵、そのデスクに置き、「Adieu」とフランス語で告げて、オフィスを後にする。

二人は互いの言語で別れを告げるが、その順序は戯曲と映画とで異なる。戯曲ではセリエマが先に「Adieu」と告げてドクトールが応じるのに対し、映画ではラカンが先に「Adeus」と告げる。この変更によって、分析を終えて帰国するという彼女の決断は、分析家がその出発を認める応答を伴うものとして描かれることになる。

ラカンは彼女が帰っていく言語で送り出し、セリエマは分析家の言語で関係を終える。かつてすべてを明かさずに語るために選ばれたフランス語は、自ら別れを告げる言語となる。もっとも、分析家が別れの言葉を発したことは、彼が転移の位置から退いたことを必ずしも意味しない。その言葉は、分析主体自身の選択を支えるものとも、離れることにさえ他者の承認を必要とさせるものとも読みうるからである。本作は、主体の決断と分析家の承認とを、一つの別れの場面に結びつけて描いている。

4. 技法から行為へ

—介入は何を可能にし、何を変えるのか

ここまでの四つの場面を踏まえ、以下では、介入が分析主体の作業をどのように可能にし、その過程で分析主体と分析家の位置にいかなる変化が生じたかについて考察していこう。

ここで参照するのが、行為 *acte* という視点である。ラカンは『精神分析的行為』のセミナーの要旨で、「行為はひとつの言うこと *dire* から生じ、その主体を変化させる」⁴⁶と述べている。行為は、言われた内容 *dit* ではなく、言うことそのものから生じるのである。分析的行為についてラカンは、分析主体の作業と、それを可能にする分析家の行為を区別し、後者を、知を想定された主体という機能を通じて転移を

支えることに関係づけている。そのうえで、この作業の帰結として、分析家を支えていた知の想定が失墜することをも論じている。本稿では、行為を分析家の側から問い、介入が分析主体の作業を支えることと、分析家自身の転移上の位置が問い直されることとの関係を検討したい。

まず、介入が可能にする作業について見ていこう。寝椅子の場面では、ラカンの応答がセリエマの寝椅子への移動を自らの選択として際立たせ、彼女が語る場所を開いた。「分からない」という言葉を受けてのセッションの切り上げは、自らの欲望をめぐる問いを、答えによって閉じられないまま彼女のもとに残した。ペンダントの場面での指示は、分析が途絶えかねない事態に応答し、その場を保った。これらはすべて、セリエマ自身が語り、その言葉に取り組むための条件を支えている。ただし、その作用は、言われた内容からは説明しきれない。ペンダントの場面で見たとおり、重要なのは何が言われたかだけではなく、それが転移のなかでどのような位置から言われたかである。

では、言われた内容に還元されない介入の作用は、どのように現れるのだろうか。それは、セッションの場で完結するものではない。先に見たように、ミランはセッション後に街を歩き、自らの発話を読み解いていた。3-3 で取り上げた *primo non rompere* という標語は、この点から理解することができる。ここで断たれてはならないのは、分析主体が自らの言葉に取り組む作業である。実際ミランは、ポルトガル人分析家の紹介を拒んだ自分をラカンが受け入れたこと、セッションの切断、ペンダントをめぐる指示を、いずれもこの標語のもとで振り返っている⁴⁷。しかも彼女は、ラカンが誰に対しても同じようにセッションを切り上げたわけではなく、彼にとっては、分析を可能にすることこそが重要であったと述べている⁴⁸。介入の外形は、分析主体ごとに、また分析の局面ごとに異なりうるだろう。そうした違いを貫いているのは、特定の技法ではなく、分析の作業を途切れさせず維持するという方向づけなのである。

続いて、転移のなかで分析主体と分析家が占め

る位置の変化に目を向けよう。3-4 で見たように、終結の場面でセリエマは、ラカンを選んだ理由を父の望みへの服従に結びつけて語ることで、自らが語るためにラカンに与えていた位置を問いに付した。ラカンもまた、分析家につながれたままではいるべきではないと告げ、知を想定された者として占めてきた位置から退こうとする。分析主体の位置の変化と、分析家が転移のなかで占めてきた位置から退こうすることとは、こうして一つの過程として描かれている。

以上から、本稿において分析的行為を問うとは、個々の介入が分析主体の作業をどのように支え、方向づけるかとともに、その過程で、分析家に向けられた知の想定がいかに問い直され、転移関係がどう変化していくかを問うことだと言える。個々の介入の意味は、後続する語りと、この関係の変化に照らして検討されねばならない。

映画は、この変化を描くことができる。実際『Adieu Lacan』は、セリエマが自らの選択を語り、その後別れが告げられるという展開によって、それを我々に見せている⁴⁹。だが、描かれた変化を見ることが、分析的行為の作用を捉えることとは、やはり同じではないだろう。次節では、映画がこの変化をどのように見せ、我々に何を理解できたと感じさせるのかを検討する。

5. 精神分析を「見る」と理解すること

分析経験の記述には、何に焦点を当てるかについての選択が伴う。症例報告やヴィネットでは、語られた言葉やその解釈に比べ、身体的位置、視線、沈黙、言葉の間などは背景に退きやすい。『Adieu Lacan』は、こうした要素を俳優の演技によって我々に見せる。突然寝椅子へ向かう動き、「分からない」の直後に立ち上がる分析家、立ったまま訴える分析主体、デスクに置かれる最後の支払い、テキストだけでは伝わりにくいものである。もっとも、映像として呈示される配置や時間は、演技、撮影、編集を通じて構成されたものである点には注意が必要である。

しかし同時に、映画は「見えすぎる」。3-1 と 3-2 で見たように、観客は、分析主体からは見えない分析

家の表情を見続け、切断の契機となった言葉を特定することができる。映画は、分析の配置が分析主体に課す制約を、観客には課さない。そのため、分析家の姿を見ることなく語り、その応答をただ聴くという分析主体の経験は、映画のなかで描かれはしても、観客自身の経験にはならない。これはまさに、3-1 で問うた、映画が取り逃がすものの一つである。

さらに映画は、ラカンの内的独白をヴォイスオーバーというかたちで観客に聞かせる⁵⁰。セリエマが初めて寝椅子で語った後、「分からない」という言葉でセッションを切った後、ペンダントを探しに去った後に、劇中のラカンは彼女との分析や自らの応答について語る。観客はここで、分析主体には伝えられていない分析家の考えを受け取ることになる。表情を見ることも独白を聞くことも、観客を分析家の位置へと近づけ、介入の背後にある意図を推し量らせるのである。

本稿も、映画の場면을考察するにあたって、独白を参照してきた。ただし、独白の扱いには二つの点で注意が必要である。第一に、独白は作品のなかで構成されたものであり、実際のラカンの思考を直接伝えるものではない。そもそもこれらの独白の多くは、ミランが戯曲のなかで書いたものであった。3-3 で見たように、ペンダントの場面の独白は、ミランが回想録で記した事後的な理解と重なっている。つまり、観客が分析家の考えとして受け取るもののなかには、分析主体が後から与えた解釈を、分析家自身の声に置き直したものが含まれている。第二に、仮に独白が分析家の考えを伝えていたとしても、それによって介入の作用が説明されるわけではない。先に述べたように、介入の作用は、それがどこに置かれ、主体の語りのなかでどう経験されるかによって異なるからである。第 3 節で介入の作用を論じる際に、独白だけでなく、その後のセリエマの語りやミランの証言を参照したのも、そのためである。独白は、分析の展開を理解する手がかりとなる。しかし同時に、その展開を分析家の意図によって説明できるものとして、観客に受け取らせるおそれもある。

以上を、観客が場面を理解する位置という観点か

ら整理しておきたい⁵¹。『Adieu Lacan』の観客は、セリエマの経験を追いながら、彼女には与えられていないものを受け取っている。すなわち、分析主体の経験をたどると同時に、その経験についての説明を、主として分析家の声を通して受け取るのである。分析経験を「理解」できたという感覚も、こうした視点と説明の配置に支えられていると考えられる。

しかし、作品を通じて介入の理由を推測することと、その介入が分析主体に何をもたらしたかを捉えることは異なる。また、分析主体自身が介入の意味をその場で理解したとしても、介入の作用がその理解に還元されるわけではない。したがって、観客に与えられる説明と、介入がその後の語りや転移関係にもたらす変化とは、区別して検討する必要がある。

もっとも、映画の形式は、もっぱら観客に理解を与える方向に働くわけではない。レデスは、分析家が行う切断と、監督が施すカットとの重なりについて問われ、次のように答えている⁵²。古典的なハリウッド映画では、カットは観客に気づかれないように隠され、場面の変わり目が意識にのぼらないようにされる。これに対してレデスが強調するのは、カットによって流れを断ち、時間そのものを観客に感じさせる働きである。本作の時間感覚は、セッションの切断と映画のカットの双方によって形づくられているという。この指摘を踏まえると、本作には二つの方向が併存していると考えられる。一つは、視点と説明の配置によって、観客に理解したという感覚を与えていく方向、いま一つは、切断を隠さず、見えるものとして残しておく方向である。

介入の理由として与えられる説明と、そこで描かれている変化とを区別するという問題は、個々のセッションにとどまらず、作品全体の終結にも関わっている。映画では、子どもを望むことが語られた後、分析の終結がいったん予告され、言語選択についての理解を経て、最後の別れに至る。この順序は、終結を、ある理解に到達した結果として観客に受け取らせやすい。理解と終結のこの結びつきを明示するのが、劇中のラカンの独白である。彼は「分析は終わった」と考えた直後にそれを撤回し、セリエマ自身が、

母語を知らない分析家を選んだ理由を理解したときに分析は終わる、と述べる。この独白は、いったん予告された結末を先送りすると同時に、その後の理解を終結の条件として観客に示している⁵³。しかし、独白が与えているのは、終結についての分析家の側からの説明である。

終結の意味をどの声を与えるかも、作品や証言によって異なる。映画は、別れの後に、無意識のうちに父に従っていたことを振り返るセリエマ自身のヴォイスオーバーを置いて閉じられる。戯曲にはないこの結末において、分析の意味を説明する声は、分析家から分析主体へと移っている。さらにミランの証言では、言語選択についての理解は、セッションのなかで得られたものとしては語られていない。それは回想録では帰国前に見た夢を通して、インタビューでは小説を書くなかで得られたものとされている。このように、終結を意味づける理解がどこで、誰の声によって与えられるかは、作品や証言ごとに異なる。その一方で、フランスを離れ、自らの言語のなかで生きることへ向かうという変化は、いずれにおいても共通している。したがって、終結をある理解によってもたらされたものとして直ちに読むのではなく、理解と終結の結びつきがそれぞれの作品や証言でどのように構成されているかを問う必要がある。

2-3 で述べたように、分析経験を他者へ伝えようとすれば、出来事を選択と再構成は避けられない。この点では、症例報告も分析主体の証言も例外ではなく、そこで語られる経験の意味も、語りの構成と切り離して捉えることはできない。ただし、言語による構成という意味でのフィクション性と、作品が創作として提示されることとは区別する必要がある。とはいえ、ミラン自身が小説と戯曲を「オートフィクション」と呼んでいたように、経験についての証言と、文学的・映画的な創作とは重なりうる。だからこそ、それぞれが何を経験したこととして語り、何を創作として提示しているかは、資料ごとに検討されなければならない。

本作を臨床について考える素材とするには、映画の描写とミランの証言の対応と相違を踏まえ、それぞれにおいて介入がどのような関係のなかに位置づ

けられ、主体の語りや転移の変化とどう結びつけられているかを検討する必要がある。その際には、介入の理由や終結の意味として与えられる説明と、描かれ、あるいは語られている変化とを区別し、後者が前者をどこまで支えるかを吟味しなければならない。もちろん、この検討によって、実際の分析における介入の作用がそのまま確定されるわけではない。それでも、説明と変化の結びつきや、両者のあいだに残るずれに注意を向けることは、作品を通して分析過程を考える手がかりとなる。精神分析を「見る」試みの意義は、作品が与える理解を、そこに示される主体の語りや転移の変化に照らして問い直すことにある。

6. 語り直されるラカンの臨床

ミランの証言と、その経験に基づく本作からは、分析家が転移の位置を引き受け、分析主体が自らの言葉に取り組む作業を支える姿が浮かび上がる。彼女はその態度を「まず、断ち切らないこと」と名指した。だが、証言も本作も一つの経験の語り直しである以上、そこから介入の作用そのものを確定することはできない。本稿が目にしたのはむしろ、その作業を支えた関係自体が、やがて問い直されていく過程であった。

本作では、セリエマ自身が帰国を告げ、分析家を選んだ理由を語り直す。それを受けてラカンは別れを認めるが、その承認だけで彼女の位置の変化が保証されるわけではない。問われるのは、分析家の言葉が、分析主体の選択やその後の語りのなかでどう受け取られるかである。分析を支えるとは、分析家が引き受けた位置を、分析主体が自ら語ることによって変えていく余地を保つことでもある。

介入の作用は、しばしば後になってはじめて捉えられる。2-2 で見た、帰国前のコントロールでのラカンの言葉は、その一例である。ミランは当初は字義どおりに受け取ったその言葉遊びに、後になって、望む場所で精神分析を実践できる力量に対する承認を見出した⁵⁴。ここでは、理解が変化をもたらした

のではなく、ラカンのもとを離れ、自らの場所で実践するという変化が先にあり、その言葉の意味は後から与えられている。先に、他者からの承認を得ることと、その他者から離れていくことが必ずしも相反しないことを確認した。だが、ここで示されているのは、その言葉が当時の別離を可能にしたことではなく、すでに生じた別離が、後の語りのなかで承認と結びつけられたことである。かつて承認を求めて訪れた分析家の言葉は、その分析家から離れたことの意味を、後になって形づくるものとなったのである。

映画の『Adieu Lacan』と、回想録の『Lacan ainda』、すなわち「ラカン、今もなお」は、この別れと語り直しの関係を示すものとして読むことができる。映画が別れによって閉じられる一方、ミランは分析の終結から四十年以上を経て、その経験を改めて証言した。回想録の結びで彼女は、それほど時間が過ぎても、リール通り 5 番地は今なお現在であり続けていると記している⁵⁵。分析の終結は、その経験について語ることの終わりではない。

精神分析の「実際」への接近は、その場に居合わせることに尽きない。映画は、テキストだけでは伝わりにくい場面を我々に見せてくれる。だが、介入が主体にどう経験され、後に何を変えたものとして語り直されるかをたどることもまた、目の前の場面だけでは捉えられない分析の作用に迫る道となる。映画が見せる場面を、分析の後に重ねられてきた語り直しに照らして読むことに、本作を通して精神分析の「実際」に近づく可能性がある。

付記：本稿は、2026 年 10 月 4 日に開催された日本心理臨床学会第 45 回大会自主シンポジウム「ラカン派精神分析の臨床論Ⅷ」における発表に、加筆修正を加えたものである。同シンポジウムの共同企画者である渋谷分析療法室の中野正美先生に、この場を借りて御礼申し上げる。

本研究は JSPS 科研費 JP24K03438 の助成を受けた。

脚注

- ¹ Jazani, B. (Ed.) (2024) *How Does Analysis Work ? : Examples of Lacanian Interpretation*. Routledge.
- ² ラカンを知る人々の証言を通して、その人物像や精神分析の実践を描くドキュメンタリーとしては、エミール・ヴェイス監督の『Quartier Lacan』(1996) や、ジェラルド・ミレー監督の『Rendez-vous chez Lacan』(2011) がある。
- ³ 作者自身の実体験を素材としながら、事実の記録としてではなく虚構の形式で語り直す文学手法。事実とフィクションの境界を意図的に揺るがす点に特徴がある。
- ⁴ Milan, B. (2023) *Analyzed by Lacan: A personal account*. Bloomsbury. p.116. 以下、引用に際しては参照の便宜を考慮し、英訳版を用いる。同書には、回想録 “Why Lacan” (pp.1-65)、戯曲 “Goodbye Doctor” (pp.67-108)、インタビュー “An Interview with Mari Ruti” (pp.109-132) が収録されている。
- ⁵ 当時、彼女の学年 100 人のうち女性はわずか 5 人だったという。また、進学をきっかけに、恋人が彼女のもとを去り、ミランはこの経験によって深く傷ついたと回想している。 *ibid.*, p.110.
- ⁶ *ibid.*, p.111.
- ⁷ *ibid.*, p.9.
- ⁸ *ibid.*, p.111.
- ⁹ *ibidem*.
- ¹⁰ *ibid.*, p.10.
- ¹¹ *ibid.*, p.17.
- ¹² *ibid.*, p.19.
- ¹³ *ibid.*, p.29.
- ¹⁴ *ibidem*.
- ¹⁵ *ibid.*, p.59.
- ¹⁶ *ibid.*, pp.63-65. および、<https://www.bettymilan.com.br/o-ato-aberrante/>を参照のこと。なお、後者では、この一件は 1979 年の出来事とされる。
- ¹⁷ Milan (2023) *op. cit.*, p.123.
- ¹⁸ *ibid.*, p.123.
- ¹⁹ 戯曲では分析家は「ドクトール」と呼ばれ、映画ではラカンとして登場する。以下では、戯曲に言及する場合も含め、便宜上、劇中の分析家を「ラカン」と記す。ただし、両者の違いが問題となる箇所では「ドクトール」の呼称を用いる。
- ²⁰ Milan (2023) *op. cit.*, p.124.
- ²¹ Vanderwees, C. (2026) Hand Grenade Film: On the Cut and *Adieu Lacan* with Richard C. Ledes. In *On the Theory and Clinic of Lacanian Psychoanalysis: Speaking of Lacan*. Routledge. pp.154-167. (初出: *Psychoanalysis, Culture & Society*, 28(4), 2023, pp.635-648.) 以下、レデスの発言はいずれも同インタビューによる。
- ²² <https://www.richardledes.com/film/adieu-lacan>
- ²³ Milan (2023) *op. cit.*, p.ix.
- ²⁴ *ibid.*, p.124.
- ²⁵ Vanderwees (2026) *op. cit.*, p.162.
- ²⁶ ただし、戯曲の書きによれば、このときラカンが見つけているのは、彼女の首に掛けられたペンダントである。Milan (2023) *op. cit.*, p.83. 実際、ラカンは続けて、それが何かを尋ね、セリエマは、乳母のマリアがくれた眼のお守りであり、羨望や「邪視」から身を守るものだと答える。見つめられることへの耐えがたさから、まなざしを防ぐ眼のお守りへと話題が移るのは偶然ではない。
- ²⁷ *ibid.*, p.87.
- ²⁸ *ibidem*.
- ²⁹ *ibid.*, p.95.
- ³⁰ Lacan, J. (1966) *Écrits*. Seuil. p.313.

- ³¹ Milan (2023) *op. cit.*, p.5.
- ³² *ibid.*, pp.112-113.
- ³³ この独白は、戯曲では次の場面冒頭に置かれている。*ibid.*, p.97. ヴォイスオーバーについては注 50 も参照。
- ³⁴ 戯曲のト書きには、ドクトールが「咎めることなく」問い返すと記されている。*ibid.*, p.103. なお、回想録によれば、ミランは電話の細工については、分析のなかで一言も話さなかったという。*ibid.*, p.46.
- ³⁵ *ibid.*, p.19, p.46, p.113. この表現は、医学における格言 *Primum non nocere*、すなわち「まず、害をなさないこと」の変奏であると考えられる。
- ³⁶ Milan (2023) *op. cit.*, p.46.
- ³⁷ レデスは、セリエマを演じたメンデスから、まさにこの場面でセリエマに変化が生じ、ラカンと分析の過程についてそれまでとは違う仕方と考え始めるのだと指摘され、その見方に同意したとも述べている。Vanderwees (2026) *op. cit.*, p.165.
- ³⁸ Lacan, J. (2001) *Autres écrits*. Seuil. p.247.
- ³⁹ Milan (2023) *op. cit.*, p.47.
- ⁴⁰ Lacan (1966) *op. cit.*, p.619.
- ⁴¹ 戯曲では、この台詞に続けてドクトールが、あなたが前に進めるよう、私はあなたの選択を受け入れなければならなかったと述べている。Milan (2023) *op. cit.*, p.108. なお、映画ではこの一文は省かれている。
- ⁴² Milan (2023) *op. cit.*, pp.117-118. 回想録では、この理解は帰国前に見た夢を通して得られたものとして語られている。そこでミランは、逆説的にも、自分はラカンを彼が知っていることのためではなく、知らないことのために選んだのだと記している。*ibid.*, p.63.
- ⁴³ *ibid.*, p.19.
- ⁴⁴ *ibid.*, p.108.
- ⁴⁵ この別れの場面に支払いが描かれるのは映画だけであり、小説にも戯曲にもその描写はない。手渡さず机に置くという動作は、取り決めに履行しながら、分析家との直接の受け渡しを避けるものとなっている。分析の終結は、別れの言葉によってだけでなく、支払いを伴って継続してきた関係を締めくくこの動作によっても示されている。
- ⁴⁶ Lacan (2001) *op. cit.*, p.375. 同セミナー 1968 年 1 月 17 日講義も参照のこと。
- ⁴⁷ Milan (2023) *op. cit.*, p.19, p.46, p.113.
- ⁴⁸ *ibid.*, p.113.
- ⁴⁹ 分析の終わりに向けてラカンが後景へ退き、力とエネルギーがセリエマへ移っていくという対照について問われたレデスは、「それを意識していたとはいえません。俳優たちがそれを引き出したのです」と答えている。映画が見せるこの変化は、監督の意図によってではなく、俳優たちの演技を通じて生じたものとして振り返られているのである。Vanderwees (2026) *op. cit.*, p.165.
- ⁵⁰ レデスによれば、これらのヴォイスオーバーはもともとミランの戯曲に独白として書かれていたものであり、彼はミランの了解を得たうえで戯曲にいくつかの変更を加えたという。とりわけ、自らの死について語るラカンの言葉は、レデス自身が書いたものであり、そのねらいは、ラカンが「自分が何をしているのかを彼が常に知っているわけではない、という感覚を強める」ことにあったとされる。*ibid.*, p.162.
- ⁵¹ 観客が映像を見る位置もまた作品によって構成されるという論点については、ジャン＝ピエール・ウダールの「縫合 *suture*」の議論がある。Oudart, J.-P. (1969) *La suture. Cahiers du cinéma*, 211, pp.36-39; 212, pp.50-55. なお、この語は、ジャック＝アラン・ミレールが 1965 年にラカンのセミナーで発表し、1966 年に *Cahiers pour l'analyse* 誌の第 1 号に掲載された同名の論文から採られたものである。
- ⁵² Vanderwees (2026) *op. cit.*, p.164.
- ⁵³ ただし、この展開は戯曲にもすでに存在しており、映画という形式だけに由来するものではない。
- ⁵⁴ 注 16 を参照のこと。
- ⁵⁵ Milan (2023) *op. cit.*, p.65.

Ⅱ 2025 年度学生相談室活動報告

専任相談員 大 島 崇 徳

1. はじめに

(1) 学生相談室の目的

学生相談の目的は、学生の一人ひとりが有意義で充実した学生生活を送ることができるよう援助することである。学生相談室規程第2条にも「学生が当面する学生生活上の個人的問題について相談に応じ、助言すること」が目的として掲げられており、相談室を訪れる学生に対しての個別面接相談が活動の中心となっている。

学生が抱える問題や課題は、様々である。学生相談室の業務は、学生が直面している苦しみやつらさといった個々の問題を共に考えていくことで、その中から本人が自らについての理解を深め、それに伴い周囲への理解を広げたり深めたりしながら、自分なりの納得を得て、環境と自分に適した対応や工夫を見出していく力を、育て支援するものである。

また近年は特に、修学についての困りごとが寄せられており、合理的配慮につながるような対応や修学上の困りごとのサポートも相談員が対応しているケースがある。合理的配慮が大学として義務化されたため、大学としてその体制づくりが急務となっている。

学生の修学を支えるため、また障害や特性を抱えた学生についてよりよい指導を行うために、教員、職員が学生対応について学生相談室に助言を求めることも増加傾向であり、保証人（以後「保護者」と記載）が子どもへの対応について、学生自身よりも先に相談を求めてくることも増加している印象である。学生相談室では、学生の主体性の育成を念頭に置きながらも、困

難を抱えた学生への後方支援として、保護者への対応は重要な活動となっている。

相談は、1回当たり50分を原則とし、必要に応じ継続面接を行っている。

(2) 新キャンパス、新学部創設による増室、相談員の増員について

2019年から、茨木総持寺キャンパスが創設された。当時の茨木総持寺キャンパスは、全学部の1年生と、地域創造学部、国際教養学部、文学部、法学部、理工学部の学生たちが過ごす学び舎であった。このキャンパス創設に伴い、茨木安威キャンパスだけでなく、茨木総持寺キャンパスにも学生相談室を増室した（以下、総持寺学生相談室）。2019年度、新キャンパスの学生相談室は、キャンパスの収容学生数の関係で、相談員1名、事務1名という体制であった。

その後、茨木総持寺キャンパスでは2022年に国際教養学部を文学部人文学科と国際学部国際学科に改組し、さらに2023年には法学部法律学科を新設した。学生数はそれに伴って増加し、相談件数も増加した。

この流れの中で、2022年度中に総持寺学生相談室が相談員1名では相談申込に対応しきれなくなったため、23年度の秋学期から急遽平日の1日を1名増員し、24年度からは週5日を2名体制で運営することとなった。茨木安威キャンパスの学生相談室でも（以下、安威学生相談室）、23年度は相談が大幅に増加した。

2025年度から茨木総持寺キャンパスに、さらに新たな校舎が創設され、大学の主機能を茨木

安威キャンパスから茨木総持寺キャンパスに移す方針となった。そのため、2024年度末には学生相談室の機能の移行、また2025年度以降の運営のあり方についても検討を要した。

（３）その他の事項

本学では2019年からペーパーレス化がすすみ、パソコンにおいて大学指定の学修用サイトLMSにアクセスすることで情報を得る方向となった。各学生の情報収集力により学生生活の適応度の差が大きくなり、教員も急な変更に迫られ、相談員もその変化に対応せねばならず大変な期間であった。

その後、使用用途の不備のため、学修用サイト（LMS）の変更が大学として行われ、2024年度まで移行期間となり、学生は授業によって異なるLMSを複数確認しながら学修を進めることになった。教職員や相談員も対応に戸惑った時期であった。2025年度以降は一つのLMSに統一する方向である。

対面授業であっても資料はLMSを通じて提出になるものが多く、学生が自らLMSにアクセスし、自律的に課題の情報を確認、遂行することが求められる。

学生が自身の特性を考慮し、履修登録の際に、オンラインあるいは対面を可能な範囲で選んでいく様子があったが、必修の指定科目ではそのような選択ができず、適応が難しくなる学生もみられた。

特に、課題遂行に回避的、あるいはスケジュール管理の苦手な学生にとっては、課題の締め切りが次々と、あるいは気づかないままに過ぎていく状態であった。フルオンラインの授業で友人らに頼ることも難しい状況では、課題遂行のハードルがさらにあがるようであった。

特性があると認められる学生においては、授業配慮を求めることも可能であるが、授業によってはシステムの関係で柔軟な対応が難しくな

ったり、オンデマンドでは教員と学生の直接の対話がしにくくなっていたりと、LMSを使用しながら教員と学生がコミュニケーションをとっていくことは、学生にも教員にも慣れが必要であるように感じ、慣れるまでのサポートを行う必要があった。

2019年度終わりから2022年度まではコロナ感染予防のため様々な影響があった。関連状況と学生相談室の動向を表にまとめた（表1）。

2023年4月から、大学での活動がやっと例年通りになり、徐々にパーテーションなどの区切りを外していった。ただ、2024年度になっても、オンライン授業や職員のテレワークの制度は残っており、実際には完全にコロナ感染拡大期以前に戻ったわけではない。

職員のテレワークによる連携のとりにくさは多少感じられた。また、事務系等の業務委託化も進むなど、システムの変更について確認しながら連絡を取っていく年度となった。

大学全体で、コロナ対策から引き続いて、オンラインでの体制や、2キャンパスでの運営が試行錯誤される中で、2024年度冬から、Googleワークスペースの導入が決定した。これにより、2キャンパス間での業務連絡や共同作業のための手段と利便性が増大し、さらに今後の活用が望まれる。

表1. コロナと大学の学生相談室の状況

年月	コロナ感染拡大による社会的状況	大学の状況	学生相談室の状況
2020年3月		3/17 学位授与式中止	来室での相談はなし / 電話相談のみ
2020年4月	4/7 緊急事態宣言(～5/25)	4/4 入学式中止	4/14 総持寺茨木キャンパス学生相談室閉室
		・学生の学内立ち入り禁止 ・全面オンライン授業	原則遠隔相談のみだが、特別に申請した学生との面接を実施
		コロナ感染拡大防止のための 全学的に勤務人員縮小	4/14～9/10 コロナ感染拡大防止のための勤務 体制縮小(在宅勤務導入)
2020年5月			オンライン相談開始
			曜日ごとに在宅の相談員とミーティング開始
2020年6月			6/18 人員縮小体制から相談員増員
			6/29 安威学相 事務室カウンターと相談室に パーテーション設置
2020年9月		9/14 秋学期授業開始	9/14～ 総持寺茨木キャンパス学生相談室開室 / 全相談員通常出勤
			9/17～ 換気のため相談時間の間を30分とする 相談枠を設定
			安威学相に網戸設置(換気の為) / 総持寺学相に オゾン発生装置2台・サーキュレーター1台・ パーテーション設置
2020年10月		・一部対面授業開始	換気のため相談時間の間を40分とする相談枠を 設定
2020年11月			ラウンジ使用について制限確認 ①事前予約制 / ②通常のキャパの1/2以下 / ③2時間まで
2021年1月	1/8 緊急事態宣言(～2/7)		
2021年2月	緊急事態宣言延長(～2/28)		
2021年3月		3/17 学位授与式 学部ごとに 実施	
2021年4月	4/25 緊急事態宣言(～5/11)	4/1, 2 入学式 二部制で実施	相談時間枠を増やす為、換気時間を20分とする
		・オンライン授業と対面授業の 両方で授業運営	コロナ感染拡大防止のための勤務体制縮小 (在宅勤務一部継続)
2021年5月	緊急事態宣言延長(～5/31)		
2021年6月	緊急事態延長(～6/20)		
	6/21 蔓延防止等重点措置(～7/11)		
2021年7月	蔓延防止等重点措置延長(～8/22)		
2021年8月	8/2 緊急事態宣言(～8/31)		
2021年10月		10/1秋学期授業開始 ・オンライン授業と対面授業両 方で授業運営	全スタッフ通常勤務
2022年1月	1/27 蔓延防止等重点措置(～2/20)		
2022年2月	蔓延防止等重点措置延長(～3/6)		
2022年3月	蔓延防止等重点措置延長(～3/21)	3/17 学位授与式 二部制で 実施	
2022年4月		4/5 入学式 二部制で実施	
2023年3月		3/20 学位授与式 一部制で 実施 学生・職員のみで実施	

（４）学生相談室の人員体制

2025年度の学生相談室の人員体制は、学生相談室室長、専任教員相談員1名、 受付兼事務職員3名（内、安威勤務1名、総持寺勤務2名）、非常勤相談員15名（内、3日勤務の相談員が1名、2日勤務が1名）、非常勤相談医1名（週1日4時間）とし、相談員の配置は表2の通りである。

大学全職員・学生を対象にするハラスメント相談員が毎週木曜日に3時間勤務しており、特に学生相談室配置となっている。

表2. 曜日別相談員配置

安威学生相談室

	月	火	水	木	金
相談員配置	非2名	非2名	専1名	専1名	非1名
			非1名	非1名	
				医1名 (2.4週)	
				ハ1名 (1.3.5週)	

総持寺学生相談室

	月	火	水	木	金
相談員配置	専1名	非3名	非2名	非2名	専1名
	非2名			医1名 (1.3.5週)	非2名
				ハ1名 (2.4週)	

2. 個人相談利用状況

（１）年間相談状況

2025年度の相談実数は297件、相談延数は
(注)専:専任相談員 非:非常勤相談員 医:精神科医 ハ:ハラスメント相談員
2647件であった。年度の推移は図1－1、図1－2を参照されたい。

相談件数は、コロナ前の2019年度に比べて、実数は58件、延数は約900件の増加になった。

前年度と比較すると、相談実数は10件増加し、相談延数は506件増加した。

表3. 年度別相談実数と相談延数
(2019年度から2025年度までの推移)

両キャンパス総数

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
相談実数	239	150	221	260	293	287	297
相談延数	1734	1364	1959	2020	2322	2141	2647

安威キャンパス

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
相談実数	171	119	144	171	185	162	79
相談延数	1361	1172	1364	1448	1562	1347	792

総持寺キャンパス

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
相談実数	68	31	77	89	108	125	218
相談延数	373	192	595	572	760	794	1855

相談実数、相談件数について、2019年度から2025年度の変遷を下記の図のようにまとめた。

相談実数、相談延数ともに、コロナ禍の年度以外は、増加傾向であるが、2024年度のみ減少した。2024年度の減少の理由については、今後の経過もみながら検討する必要がある（図1－1、図1－2参照）。

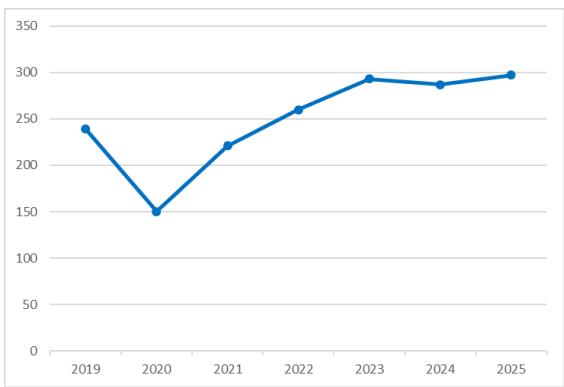


図1－1.年度別相談実数

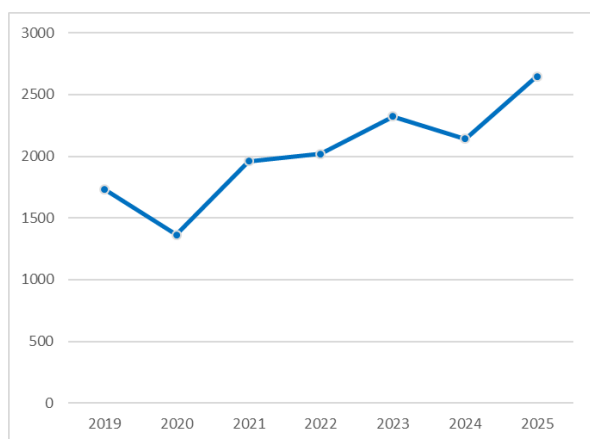


図1-2. 年度別相談延数

(2) 来談者の所属からみた相談状況

2025年度の学科別の相談実数は、心理学科が最多の64人、全体に占める割合は21.5%、相談延数も最多の728件となった。相談全体に占める割合は28.3%で、前年度と比較して増加しており、今年度も全学科の中では心理学科の学生からの相談が一番多いという結果になった。(表4参照)。

2025年度の保護者の相談実数は、43件、相談延数は176件となり、前年度と比べてやや増加している。一方で、教職員からの相談は、相談実数43件、相談延数158件と、前年度より減少した。教員・職員からの相談が特に多かった前年度を除いて、実数としての件数は、2021年度以降、40件前後で推移している。学生相談の中で、教員、職員と多くの連携をとっていることがわかる。

表4. 相談者の学科別相談実数・延数

学科		2021	%	2022	%	2023	%	2024	%	2025	%
経 済	実数	10	4.5	17	6.5	19	6.5	17	5.9	19	6.6
	延数	114	5.8	159	7.9	189	8.1	154	7.2	151	5.9
ヒューマンエコノミ	実数	0	0.0	0	0.0		0.0		0.0		0.0
	延数	0	0.0	0	0.0		0.0		0.0		0.0
経 営	実数	17	7.7	25	9.6	24	8.2	22	7.7	24	8.3
	延数	107	5.5	169	8.4	173	7.5	207	9.7	268	10.4
マーケティング	実数	1	0.5	0	0.0		0.0	0	0.0	0	0.0
	延数	1	0.1	0	0.0		0.0	0	0.0	0	0.0
心 理	実数	64	29.0	81	31.2	90	31.2	59	20.6	64	22.1
	延数	843	43.0	889	44.0	918	39.5	552	25.8	728	28.3
社 会	実数	16	7.2	27	10.4	28	9.6	28	9.8	25	8.7
	延数	172	8.8	277	13.7	343	14.8	338	15.8	313	12.2
文	実数			1		7	2.4	15	5.2	25	8.7
	延数			1		42	1.8	116	5.4	277	10.8
法	実数					3	1.0	8	2.8	17	5.9
	延数					19	0.8	51	2.4	165	6.4
国際	実数			2		7	2.4	8	2.8	5	1.7
	延数			3		35	1.5	15	0.7	9	0.4
国際日本	実数	9	4.1	11	4.2	8	2.7	5	1.7		0.0
	延数	28	1.4	133	6.6	63	2.7	54	2.5		0.0
国際教養	実数	8	3.6	10	3.8	6	2.0	4	1.4	2	0.7
	延数	76	3.9	55	2.7	50	2.2	47	2.2	7	0.3
地域創造	実数	8	3.6	9	3.5	13	4.4	12	4.2	12	4.2
	延数	72	3.7	75	3.7	137	5.9	136	6.4	169	6.6
院 生	実数	6	2.7	2	0.8	9	3.1	8	2.8	7	2.4
	延数	87	4.4	28	1.4	49	2.1	63	2.9	143	5.6
学生計	実数	139	62.9	185	71.2	214	73.0	186	64.8	200	69.2
	延数	1500	76.6	1789	88.6	2018	86.9	1733	80.9	2230	86.7
保 護 者	実数	34	15.4	29	11.2	37	12.6	35	12.2	43	14.9
	延数	158	8.1	126	6.2	157	6.8	165	7.7	176	6.8
そ の 他	実数	42	19.0	40	15.4	36	12.3	57	19.9	43	14.9
	延数	272	13.9	97	4.8	132	5.7	222	10.4	158	6.1
教 職 員	実数	6	2.7	6	2.3	6	2.0	9	3.1	3	1.0
	延数	29	1.5	8	0.4	15	0.6	21	1.0	7	0.3
総 計	実数	221	100.0	260	100.0	293	100.0	287	100.0	289	100.0
	延数	1959	100.0	2020	100.0	2322	100.0	2141	100.0	2571	100.0

(3) 相談内容から見た相談状況

2025年度の相談領域別相談件数では、心理相談が、件数全体の57.6%を占めており、2024年(49.5%)に比べ増加している。心理相談は、2023年(60.8%)に次いで多く、実数と延数ともに、他の相談領域(修学相談・生活相談)よりも、大幅に多くなっている。(表5参照)

修学相談(延数)は、2021年は260件、2022年度は192件、2023年度は206件、2024年は285件、2025年度は335件となり、修学でのつまずきを学生相談室で相談される学生が毎年一定数いることが推測された。コロナが収束し対面授業が増え、その変化によって通学の難しさを抱える学生たちが来談したり、配慮を求めたりする学生が増えたのかもしれない。

表5. 年度別相談領域別相談件数

項目	月	2021	%	2022	%	2023	%	2024	%	2025	%
修学相談	実	30	13.6	39	15.0	38	13.0	59	20.6	40	13.5
	延	260	13.3	192	9.5	206	8.9	285	13.3	335	12.7
心理相談	実	107	48.4	145	55.8	178	60.8	142	49.5	171	57.6
	延	1215	62.0	1556	77.0	1791	77.1	1475	68.9	1883	71.1
生活相談	実	20	9.0	17	6.5	15	5.1	10	3.5	14	4.7
	延	137	7.0	131	6.5	137	5.9	63	2.9	125	4.7
その他	実	64	29.0	59	22.7	62	21.2	76	26.5	72	24.2
	延	347	17.7	141	7.0	188	8.1	318	14.9	304	11.5
計	実	221	100.0	260	100.0	293	100.0	287	100.0	297	100.0
	延	1959	100.0	2020	100.0	2322	100.0	2141	100.0	2647	100.0

さらに細かく相談項目別の相談延数をみると（表6参照）、2025年度は、2024年度にひきつづき、実数、延数ともに「精神衛生」が最多であった。この場合の実数というのは、その年度の最初に来られた時の相談項目である。延数は、毎回の相談を項目別に分類したものである。

実数について、「精神衛生」に続いては、「コンサルテーション」が多く、教員・職員から業務に関する相談を受けることが増えていることがわかる。また、「他部署連携」が「学業」と同程度に多く、学生との相談にとどまらず、他部署からの問い合わせや学生相談室から連携することが多くなっていることがうかがえる。

延数については、「精神衛生」が最多で、次に「性格」が、その次に「学業」が多くなっている。

学業のつまづきをきっかけに来談する人は依然として多いが、それにも増して困りごとをきっかけに自分の性格について話す学生が増えているといえる。

前年度減少傾向にあった「対人関係」は、2025年度は増加しており、2023年度と同程度になった。同様に、「進路・就職」の相談も前年度は減少傾向にあったが、2025年度は増加しており、2023年度と同程度になっている。

表6 年度別相談領域（項目）別相談件数

相談項目		2021		2022		2023		2024		2025	
		実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
修学相談	学業	24	210	33	129	26	134	44	242	34	261
	課外活動	2	37	4	49	4	57	3	4	2	39
	転学・転部・転科	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	留年	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	休・退学	2	4	2	10	7	11	7	24	1	10
	再入学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手続き補助	1	8	0	4	1	4	5	14	2	23
小計		30	260	39	192	38	206	59	285	40	335
心理相談	人生思想	6	121	16	269	18	239	15	184	9	235
	対人関係	19	171	17	174	21	224	12	133	21	237
	性・異性関係	4	32	3	26	5	48	5	29	2	21
	家庭	18	115	23	150	26	185	18	124	23	131
	精神衛生	49	594	68	732	90	835	73	831	93	964
	性格	10	171	17	188	18	243	18	165	22	284
	性格検査	0	5	0	7	0	7	0	3	0	4
生活相談	能力検査	1	6	1	10	0	10	1	6	1	7
	小計	107	1215	145	1556	178	1791	142	1475	171	1883
	経済	0	0	1	5	0	0	0	1	0	0
	進路就職	15	112	15	108	13	124	9	49	12	95
	住居	1	4	0	0	0	0	0	1	0	1
	健康	4	11	1	9	2	12	1	8	1	19
	職業・進路適性検査	0	10	0	9	0	1	0	4	1	10
その他	小計	20	137	17	131	15	137	10	63	14	125
	その他	15	51	10	27	22	45	14	43	5	42
	コンサルテーション	15	85	16	26	14	43	18	91	36	143
	他部署連携	34	211	33	88	26	100	44	184	31	119
小計		64	347	59	141	62	188	76	318	72	304
総計		221	1959	260	2020	293	2322	287	2141	297	2647

（４）月別相談状況

表7、8の左欄の項目「当月来談数」はその月に何人の利用があったかということであり、「実数」は、その年度の中でその月に初めて来室した人数（年度内の新規相談）であり、「延数」は、その月にどれだけの相談件数があったかということである。

表8では、安威キャンパス、総持寺キャンパスのそれぞれで算出し、両キャンパスとして全体の件数を算出した。

表7. 月別相談件数（2021～2025年度）

	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
2021	当該月来談者	52	59	62	85	63	63	82	83	87	72	54	69	831
	実数	52	22	18	27	13	15	25	15	13	12	2	7	221
	延数	116	140	152	203	111	154	200	243	194	133	136	177	1959
2022	当該月来談者	67	75	91	81	52	64	88	91	95	80	64	79	927
	実数	67	29	34	21	9	11	22	23	20	5	4	15	260
	延数	132	151	231	177	99	139	205	208	200	156	131	191	2020
2023	当該月来談者	89	101	113	102	65	75	109	97	87	86	76	73	1073
	実数	89	43	42	20	5	8	29	14	11	8	13	11	293
	延数	186	234	257	221	122	172	251	221	186	164	151	157	2322
2024	当該月来談者	83	96	105	94	54	84	92	94	81	78	63	64	988
	実数	83	41	32	20	5	20	23	20	14	9	8	12	287
	延数	189	223	229	207	78	172	242	202	190	151	117	141	2141
2025	当該月来談者	91	101	103	118	75	81	124	127	129	108	80	74	1211
	実数	88	36	25	29	13	9	27	30	18	11	8	3	297
	延数	194	255	252	266	110	180	321	259	279	218	152	161	2647

表7. 月別相談件数（2021～2025年度）からわかるように、年間を通して、学生相談室への来談学生が多かったのがわかる。

4月、5月には前年度から継続中の学生が多く相談し、新規の相談も多くなった。2025年の来談学生の多さのピークは、1回目が6月、2回目が10月であった。

表8. 2025年度の各キャンパスの月別相談件数

	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
安威	当該月来談者	27	26	34	42	23	22	39	40	38	28	20	18	357
	実数	25	10	12	7	1	2	7	10	3	0	2	0	79
	延数	58	79	82	87	30	53	118	77	86	56	33	33	792
総持寺	当該月来談者	64	75	69	76	52	59	85	87	91	80	60	56	854
	実数	63	26	13	22	12	7	20	20	15	11	6	3	218
	延数	136	176	170	179	80	127	203	182	193	162	119	128	1855
計	当該月来談者	91	101	103	118	75	81	124	127	129	108	80	74	1211
	実数	88	36	25	29	13	9	27	30	18	11	8	3	297
	延数	194	255	252	266	110	180	321	259	279	218	152	161	2647

キャンパスごとの特徴を比較すると（表8参照）、相談件数が実数、延数ともに、総持寺キャンパスでの相談が安威キャンパスの約2.5倍～3倍近くになっている。

2025年度は、総持寺キャンパスの学生数が安威キャンパスの学生数の約8倍であることを考えると、安威キャンパスの相談件数が割合的には多いといえる。

このキャンパス間の相談件数の違いは、各キャンパスに収容されている学部や学年が影響していると考えられる。総持寺キャンパスは1年生が多く、入学時からの1年間では学生相談室の存在を認識する機会が少なかった可能性がある。

（５）遠隔相談について

コロナ感染拡大防止対策のため、対面での相談を制限された2020年1月末から、遠隔相談（電話相談、オンライン相談）の実施を導入した。

2019年度以降の相談形態による相談件数をまとめたものが表9である。

表.9 年度別の形態別の相談件数

相談形態／年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
面接	1511	691	1289	1463	1825	1571	2121
電話	156	589	472	336	342	293	242
WEB	0	49	112	173	119	156	244
MAIL	67	35	86	48	36	121	38
総数	1734	1364	1959	2020	2322	2141	2645

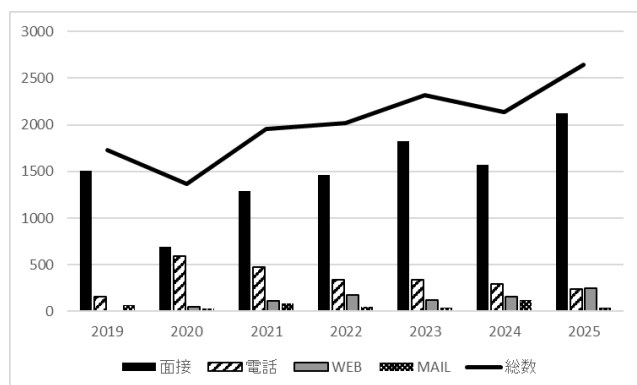


図2. 年度別の形態別の相談件数

2019年度1月より、コロナ感染拡大防止のため、大学への学生の入構が禁止となり、ほぼすべての相談が、急遽電話相談に変更された。そのため、電話相談件数が、1～3月の間は急激に増加し、2019年度の電話相談も、例年よりは大幅に増加した。

2020年度も希望する学生については電話相談を受ける方針が継続されたため、電話相談の件数が大幅に増加したが、一方で対面の相談を希望する学生も戻ってきた。2021年度はさらに対面相談が増え、電話相談は徐々に減少した。しかし、2023年度も電話相談は比較的多くなされており、コロナ前のようには戻っていない状態であった。

2020年度の5月から開始したWEB相談（オンライン面接）についても、じわじわと増加し、2023年度に入って初めて減少したが、Wi-Fiの環境であれば無料で使用できることや、簡単に資料を共有できるため電話相談よりも便利な部分もあり、一定の利用者がいる。

「MAIL」は、メール相談のことである。原則メール相談は行っておらず、遠隔相談が導入されてからもメール相談は行っていない。ただ、学生や教職員とのやり取りにおいて、テレワーク（在宅勤務）の影響もあり、メールやメッセージ機能でのやり取りを行わざるをえないことも比較的多かった。それらを「MAIL」として計上した。

2020年度は、約5割が遠隔相談になっていたことがわかる。特に2020年度の前期はほとんどが電話相談であった。また、2023年度までは電話料金の負担が学生にかからないよう、学生相談室から電話をかけなおす設定であった。社会状況、電話相談の件数などを鑑み、この体制は、2023年度で終え、2024年度からは従来通り、対面相談を基軸として、電話相談を希望する方には、自ら電話をかけて頂くという方針になった。

電話相談は、面接やWEB相談のように相談時

にカウンセラーに自分の姿を見られることがないため、相談時の自分の姿や服装、背景、姿勢などを気にしないでよいことが考えられ、来学が難しいという理由だけでなく、見られることに敏感な対人緊張の強い学生が比較的多く希望しているのではないかと考えられる。

また、オンライン相談（WEB）はWi-Fi環境や通信の容量さえあれば、費用的な負担がなく行えることと、互いに顔や姿を確認しながら対話ができるという面でのメリットがあり、最初是对面での面接を可能な限り設定するが、WEB相談希望に対しては必要に応じて対応している。

（６）回数別利用状況

2025年度の回数別利用状況を見てみると、下の表10のようになった。

2025年度は、例年と同じく、（年度内は）相談回数が1回で終える相談者（学生、保護者、教員・職員）の数が多く、全体の4割ほどであった。1回から3回までの相談者を合算すると169名となり約半数になる。年度途中から相談が始まると、回数が多くならないので、一概には言えないが、例年よりやや相談回数を重ねる人が少なくなっている印象がある。

タイパ（タイムパフォーマンス）を気にする最近の若者にとって、相談に何回も訪れることは高いモチベーションが必要になるのかもしれない。

とはいえ、4、5回以上相談室を使用する相談者もまだまだ多く、困りごとが一段落するまでカウンセラーと相談を続けており、学生相談室の相談員が、学生の生活に伴走していることがわかる。

ほぼ休まず週1回相談しても、年間50回までになるはずだが、51回を越えて相談しているケースがある。学生が心理緊急的な状態であれば、イレギュラーに対応することがあるため、そのような学生がいたのだということがわかる。また、複数のカウンセラーで対応するなど、学生相談室全体で抱えているケースもある。

また、さまざまな障がい学生について、学習支援や生活支援的な部分も相談の中で出てきた際に、学生の困りごとにひとつひとつ共感的に寄り添いながら、可能な時は必要な情報を提供したり、他部署や教員に連絡をとったりするなどしながら、学生に伴走している。今後、障がい学生支援体制を整えていく中で、そのような支援について、どこの誰が担っていくのかを検討し、全学的なシステムを構築していかなければならないことは、前年度から続く課題である。

表10. 回数別利用状況

回数	1	2	3	4～5	6～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	計
2020	48	21	6	13	22	18	8	10	2	2	0	0	150
2021	57	36	15	25	30	25	17	9	5	1	1	1	222
2022	93	38	19	22	20	39	14	7	8	0	0	0	260
2023	93	44	24	22	33	43	17	11	5	1	0	0	293
2024	96	44	25	26	30	31	16	11	3	2	0	0	284
2025	84	60	25	32	28	48	26	12	3	1	0	0	319

(7) 学年別相談状況

過去5年の学年別に相談件数をまとめたものが表11である。「その他」には保護者、教職員が含まれている。

2025年度は、1年生と3年生の相談が同数で最も多く、53名であった。特に3年生は相談延数も693件と多くなっている。前年の2024年度は、2年生の相談実数が54名、延数が613件と最も多く、前年から引き続き相談にいられているケースが多かったと思われる。相談が多かったこの学年は、高校3年生の時にコロナ禍が始まった学年である。どのような相談項目が多かったかは次節で述べる。

表11. 学年別来談者数

学年 \ 年度		2021	%	2022	%	2023	%	2024	%	2025	%
1年生	実数	23	10.4	35	13.5	54	18.4	43	15.0	53	17.8
	延数	189	9.6	215	10.6	395	17.0	244	11.4	452	17.1
2年生	実数	32	14.5	34	13.1	39	13.3	54	18.8	51	17.2
	延数	257	13.1	298	14.8	270	11.6	613	28.6	540	20.4
3年生	実数	40	18.1	64	24.6	42	14.3	39	13.6	53	17.8
	延数	390	19.9	616	30.5	429	18.5	312	14.6	693	26.2
4年生	実数	38	17.2	50	19.2	70	23.9	40	13.9	44	14.8
	延数	577	29.5	632	31.3	875	37.7	494	23.1	478	18.1
院 生	実数	6	2.7	2	0.8	9	3.1	8	2.8	7	2.4
	延数	87	4.4	28	1.4	49	2.1	63	2.9	143	5.4
その他※	実数	82	37.1	75	28.8	79	27.0	103	35.9	89	30.0
	延数	459	23.4	231	11.4	304	13.1	415	19.4	341	12.9
計	実数	221	100.0	260	100.0	293	100.0	287	100.0	297	100.0
	延数	1959	100.0	2020	100.0	2322	100.0	2141	100.0	2647	100.0

2025年度の来談者の分布を、実数と延数それぞれについて、円グラフで図示した（図3-1、図3-2参照）。表11の「その他」に含まれる相談は、保証人（グラフ上は「保護者」と記載）、教職員、卒業生、外部機関に分けて示している。実数について、保証人は約40名、教職員は約40名であった。学生だけではなく、その関係者や支援に関わる人からも相談を受け、連携して学生の支援にあたることが多いことがわかる。学生を支える人への心理的支援も重要になっていると言えるだろう。

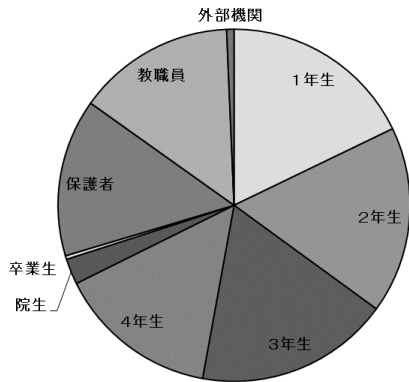


図3-1 2025年度来談者の分布（実数）

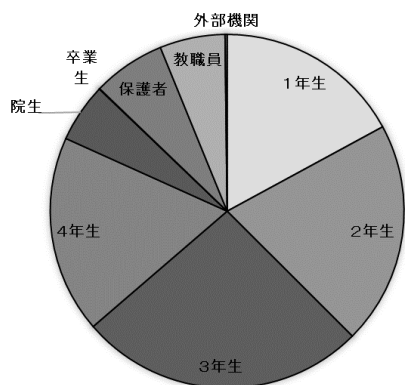


図3-2 2025年度来談者の分布（延数）

（8）学年別相談領域・項目別来談件数

表12は、学年や相談者別に、延数について相談領域と項目ごとに分けて示したものである。

前節で述べたように、2025年度は、実数、件数ともに、3年生の相談が一番多くなっている。

その3年生の相談項目をみると、「精神衛生」が約4割と一番多くなっており、次いで「学業」についてが1割強と多い。次に、「性格」と「対人関係」が多く、「人生思想」「家庭」「進路・就職」についての相談がやや多かった。他の学年と比べると「学業」と「進路・就職」の相談が非常に多くなっている。

全学年を通してみても「精神衛生」が全体の4割弱と最も多く、ついで「学業」「人生思想」「対人関係」「性格」がそれぞれ全体の約1割を占める。また、「コンサルテーション」と「他部署連携」も多く、学生本人だけではなく、関係者への支援を行ったり、連携・共同して取り組む機会も少なくなかった。

表 12 学年別相談領域・項目別来談件数(延数)

学年	1年	2年	3年	4年	院生	保護者	教職員	その他	総計
修学相談	学業	59	60	95	38	2	4	3	261
	課外活動	18	4	9	8	0	0	0	39
	転学・部・科	0	1	0	0	0	0	0	1
	留年	0	0	1	0	0	0	0	1
	休・退学	0	2	5	1	0	2	0	10
	再入学	0	0	0	0	0	0	0	0
	手続き補助	3	4	10	6	0	0	0	23
	小計	80	71	120	53	2	6	3	335
心理相談	人生思想	14	57	27	85	52	0	0	235
	対人関係	34	92	65	39	5	0	2	237
	性・異性関係	0	11	10	0	0	0	0	21
	家庭	12	14	27	20	1	56	1	131
	精神衛生	266	213	294	150	28	7	6	964
	性格	31	60	72	67	51	0	3	284
	性格検査	2	0	1	1	0	0	0	4
	能力検査	0	0	0	4	3	0	0	7
	小計	359	447	496	366	140	63	12	1883
生活相談	経済	0	0	0	0	0	0	0	0
	進路・就職	2	2	35	53	0	2	0	94
	住居	1	0	0	0	0	0	0	1
	健康	5	3	10	0	1	0	0	19
	職業・進路適性	1	2	5	2	0	0	0	10
	小計	9	7	50	55	1	2	0	124
その他	その他	1	11	21	3	0	0	5	41
	コンサルテーション	2	2	4	1	0	83	51	143
	他部署連携	1	2	2	0	0	22	87	119
	小計	4	15	27	4	0	105	143	303
総計	452	540	693	478	143	176	158	5	2645

「精神衛生」とは、自身の気分や精神状態を主として相談されたということである。この傾向は例年続いており、学生相談室の来談学生が、精神的不調を訴えることが多いことがわかる。ただ、その背景には、対人関係や家族との関係、また自身についての不安や将来への不安などさまざまなであろうと思われ、それを相談員が精神的に支えながら共に考えていくプロセスになっていると思われる。

3. ラウンジの利用

ラウンジは、居場所がなかなか見つけにくい学生や、静かに過ごすことで自分の気持ちを落ち着かせる学生に向けたフリースペースとして設置されている。ラウンジの利用者数は、2019年度は1100人、2020年度は120人、2021年度は176人、2022年度は458人、2023年度は419人、2024年度は379人、2025年度は477人であった。コロナ感染症防止のため2020年3月より学生の入構禁止、2020年4月から授業の全面オンラインという流れで、当然ラウンジの利用者も激減した。その後少しずつ緩和され、学生も大学に戻るにつれてラウンジも利用されたが、以前のような利用には届かなくなっている。理由としては、オンライン授業が実施され続けていることで、来学者が減っていることが大きいと思われる。また、大学の滞在時間が減ることで、大学施設について学生が知る機会も減っていることが考えられる。

また、2019年度から本学が2キャンパスとなり、総持寺キャンパスに学部が移設されたため、今まですべての学生が安威キャンパス収容であったのに対し、総持寺キャンパスの収容学生が大幅に増加した（安威キャンパス：約1000人、総持寺キャンパス：約8500人）。2025年度はラウンジ利用者数も、それに準じて変動しているようである。

コロナ前のラウンジ利用者の約半数の学生の行方が気になる場所である。ただ、総持寺キャンパスには、1階に大きなフリースペースがあり、テーブルとチェアのセットがいくつも並んでいる。学生は空いた時間にそこを利用しているようである。また、道路を挟んだ向かいにある大型商業施設があり、そこを利用している学生もいるかもしれない。

4. 企画・講演会

2025年度は花浴相談員・神谷相談員による『ストレスマネジメント講座』が行われた。企画報告は次章にまとめられている。

本学の学生数は、年々増加し、表14にあるように2025年度は約9400人である。企画・講演会に参加する学生は全体に比べるとわずかではあるが、参加学生のひとりひとりが、自身のコミュニケーションに自信がもてず自分から関わりを作っていくことを難しく感じ、対人関係をつないでいく力を伸ばしたいと申し込んでくれたものと思われる。参加者の感想からは、このワークが彼らの一助になったことがうかがえ、引き続き企画を実施していくことが必要だと思われる。

さまざまな必要性を持つ学生に合わせて、企画を実施していくことができれば、いろいろな学生の困りごとに個人面接とは別の角度からサポートができると考えている。そういった活動の中で、学生相談室の存在が周知され、必要に応じて学生が利用しやすくなると思われる。

表14 学生数一覧（2025年5月）

学部	学科	男女	人数	
文	人文	男	435	837
		女	402	
国際	国際	男	297	612
		女	315	
国際教養	国際教養	男	14	26
		女	12	
	国際日本	男	17	25
		女	8	
心理	心理	男	392	957
		女	565	
社会	社会	男	817	1492
		女	675	
法	法律	男	453	687
		女	234	
経済	経済	男	1353	1686
		女	333	
経営	経営	男	1186	1902
		女	716	
地域創造	地域創造	男	532	933
		女	401	
理工	数理・データサイエンス	男	27	36
		女	9	
	機械工学	男	39	43
		女	4	
	電気電子工学	男	27	28
		女	1	
	情報工学	男	81	95
		女	14	
合 計		男	5949	9359
		女	3661	

大 学 院						
研究科	経営・経済	経済学	経営学	心理学	現代社会文化	文学
人数	37			36	19	
合計	92					

総学生数 9,451人

5. 研修会・研究会

（1）各種研修会・研究会

学生相談室の活動を充実させるためには、学生相談スタッフの研鑽、また他大学の最新情報の収集、相談体制の見直しを行うことが重要である。

2020年度以降、多くの研修・研究会が中止、あるいはオンラインでの実施となった。2025年

度は活発にオンライン開催あるいは、対面開催が行われ、それに参加した。

以下、学生相談室から出席した学会・研修会と出席したスタッフの人数を記載する。

- ・日本学生相談学会第43回大会
5月10～12日 名古屋大学
1名出席
- ・第63回全国学生相談研修会
11月9日（オンライン）21、22日 新宿NSビル
1名出席
- ・2025年度第1回関西学生相談研究会（NAS）
9月20日 佛教大学
4名出席
- ・2025年度第2回関西学生相談研究会（NAS）
2月28日 甲南大学
5名出席
- ・大学コンソーシアム京都 学生支援事業部
2025年度 第1回テーマ別研究会
8月20日 キャンパスポート大阪
1名出席
- ・神戸女学院特別講義—自分でできる“こころのケア”の理解と手当て インフォームドケア入門—
10月31日 神戸女学院
1名出席
- ・学生相談室研究会
学生相談室スタッフでの研究会を8月28日（木）と、2026年2月19日（木）に開催した。本学生相談室は、週に1日勤務の非常勤相談員が多く、普段は直接顔を合わす機会がない。そのため、学生相談室スタッフが一堂に会す研究会の場は、貴重なものとなっている。一日を要して、学生相談室の運営や課題について共有し、意見交換や検討を行った。

（２）発行物・年報について

・『学生相談室のしおり』

前年度3月に発行し、新入生や他の学生が、学生相談室の場所や開室時間など、利用について簡単に把握できるようにしている。新入生にはオリエンテーションにて配布し、4月から困ることがあれば、学生相談室を利用できるようにと考えている。

・『ご家族のためのガイドブック』

保証人のための小冊子である。2025年4月に発行した。冊子には、さまざまな学生生活にまつわる部署ごとの情報と、保証人からよくある質問についてQ&A方式で答える形式の内容である。

近年本学では、ペーパーレス化を進める動きが強く推し進められている。そのため、このような広報誌もペーパーレス化推進の対象となっている。『ご家族のためのガイドブック』もその対象である。そこで、ご家族の要望を確認するために新入生の保証人を対象に、アンケートを取ったところ、その80%以上がホームページ掲載ではなく、冊子として手元に置いておきたいとの回答であった。学生相談室としても案内やメッセージは対象者が目にすることが一番重要である。冊子という形にして郵送することで、気軽に目にする機会を得るという利点がある。保証人の世代によっては、今後変化する可能性もあるため、大学の方針を踏まえつつ、学生相談室の活動を周知していく方法を考案していきたい。

・『学生相談室だより』

学生相談室の広報誌として発行している。2025年4月（No.106）、6月（No.107）、10月（No.108）と3回発行した。これは、学内の教職員、学生のすべての目に触れてもよいように書かれたもので、学生相談室のホームページでも掲載している。内容は、各相談員の自

己紹介や、学生相談室の場所などの案内、さらに教職員から年に数名ずつ学生に向けてのメッセージを執筆いただくようお願いしている。この広報によって、学生にとって広大な大学のイメージが、一つの組織ではありながら、その中にひとりひとりの人がいるという感覚や、このような人が働いて、同じ場に過ごしているという感覚を持ってもらえたらと思っている。このような感覚が、いざというときに、学内（あるいは学生相談室）の誰かに相談しようという気持ちにつながってくれたらと考えている。

・『学生相談室年報 35号』

2025年12月に発行した。学生相談室の前年度の相談実績、学生相談室の活動（グループワークなどを含む）の実績と報告書、相談員からの論文寄稿といった内容で、編成され、学生相談室の重要な活動記録となっている。

Ⅲ 企画報告書

非常勤相談員 神谷 文子

【問題意識と目的】

学生相談の中でテーマになることとして、過度なストレスや緊張状態にどう対処したらよいのかということがあります。一般に日常的にかかる心への負荷はストレスと呼ばれ、ストレスは悪いもの、ストレスフリーという状態を保つことがよいことと思われがちです。ただ最近の研究ではストレスそのものが悪い存在ということではなく、心には適度なストレスがかかった状態や緊張感と上手に付き合うことで、よりよいパフォーマンスにつながるといわれています。ストレスはただ減らせばよい敵、から適切に付き合いマネジメントする対象と扱われるようになっていきます。ストレスということの正しい理解や対処の学びを通じて、ストレスと上手に付き合うことについて、参加学生と一緒に体験的に考える機会を作りたいという思いがあり、今回の企画に至りました。

本グループワークは①ストレスマネジメントの最近の考え方を知る②様々なストレスマネジメントの方略を体験し、自分にあったものを探す③少人数グループで同じテーマに関心のある学生同士が交流しあう機会を作ることを目的に実施しました。

【方法】

対象 募集により参加希望申込みがあった学生 8 名（事前申込み 10 名）

スタッフ役割分担

当日ファシリテーター 1 名（非常勤相談員：本報告者）

事前事後相談室内連絡報告、当日サポート担

当 1 名（非常勤相談員：花浴友利子）

広報・事務 2 名（事務職員：武本摩衣子、山口麻美）

日程と工夫

2025 年 11 月 27 日 11:30～13:00 大学行事等少なく、学生が比較的参加しやすい時期、またスタッフ（各相談員）の通常個別面接業務の状況から時間調整可能日程を検討し実施しました。

内容 グループワークに苦手感のある学生でも負担なく参加でき、スタッフと学生で共に考え、ストレスマネジメントについて体験できる機会となるよう内容を工夫しました。

当日の流れ

1. オープニング挨拶
2. 本日のながれ
3. スタッフの自己紹介
4. アイスブレイク（キャンディペア）
自己紹介と他己紹介
5. ストレスマネジメントショートレクチャー
ストレスマネジメントグッズの紹介
6. 基本の深呼吸グッズづくり
基本の深呼吸
7. シェアリング・アンケート
10. 茶話交流会



《当日会場の様子》

◆アイスブレイク：キャンディペア

・初対面の参加者同士の緊張感をほぐし、楽しく参加できるよう、受付時に自分で選んだキャンディと同じキャンディを選んだ人を探してペア作りをしました

・ペアでの自己紹介では予め個別にプロフィールシートを作成。シートを使ってお互い自己紹介を行い、その後全体でペア相手の他己紹介を行うことで、無理なくお互いが知り合える機会を作りました

profile

ニックネーム _____

学部 _____ 学年 _____

スモールトークテーマを選ぼう♪

①好きな学食 _____

②通学手段は電車？バス？自転車？徒歩？ _____

③好きな飲み物 _____

④最近のマイアーム _____

⑤好きな動物 _____

⑥出身地 _____

《プロフィールシート》

◆ショートレクチャー・ストレスマネジメントグッズ紹介

・ストレスやストレスコーピングについての基礎知識を伝えた後、様々な心の整え方について、学生同士で意見を出し合いました



・様々なストレスマネジメントグッズの紹介や実際に試し、自分に合うものを見つける機会を作りました

・初めて手に取って試したものもあり、ストレスマネジメントの方略を広げることができたようでした

例) スクイズボール、香りのグッズ、体を温めるグッズ、ノイズキャンセリンググッズ、サングラス、ハーブティ等



《ストレスマネジメントグッズ》

◆基本の深呼吸体験と手作りグッズ作り

- ・基本の深呼吸のポイントを伝えました
- ・上手に深呼吸できたかについて、視覚的にわかる手作り深呼吸グッズを作りました
- ・参加学生がそれぞれ好きなデコレーションを楽しみ、お互いに見せ合ったりして盛り上がりました

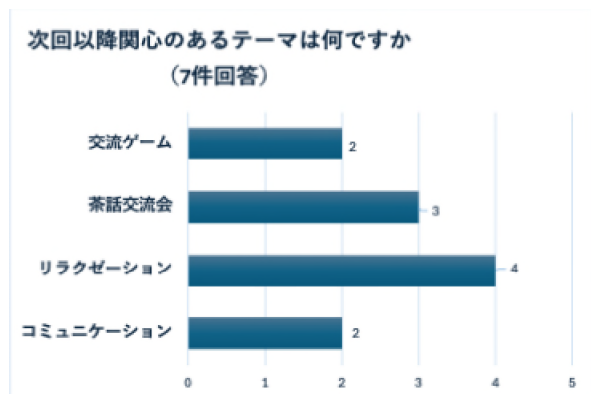
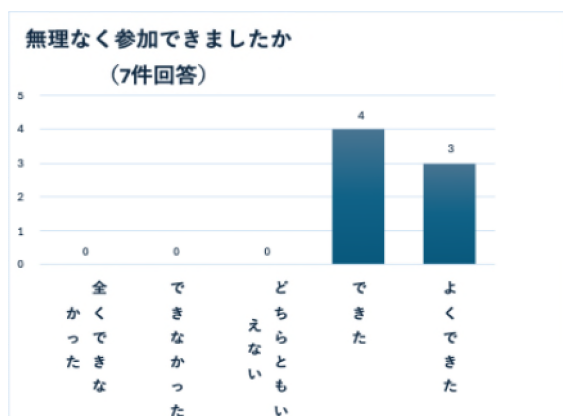
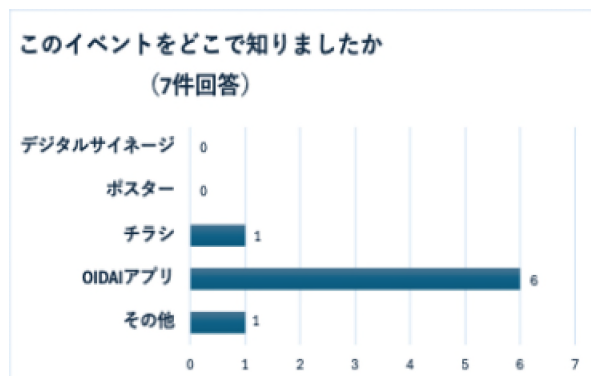
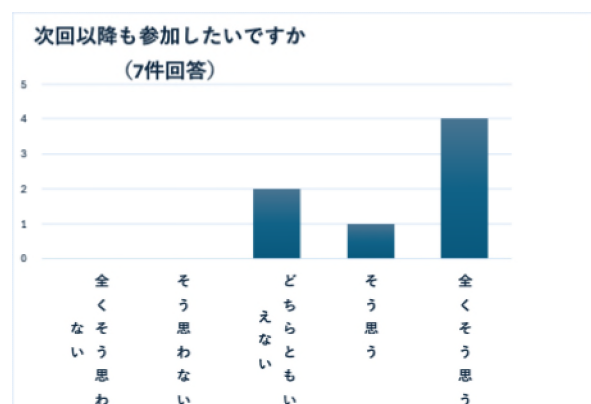
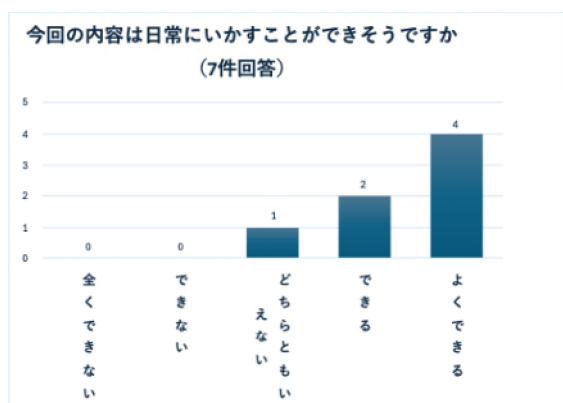
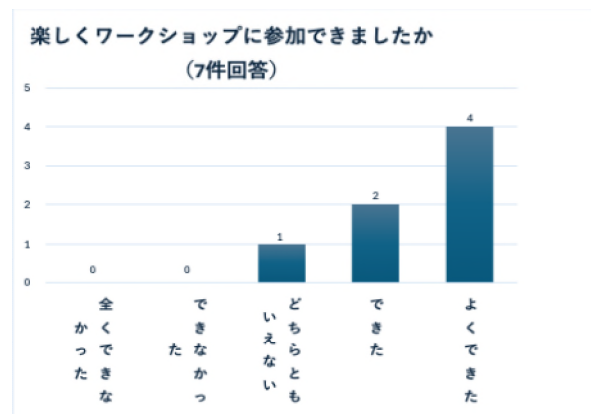
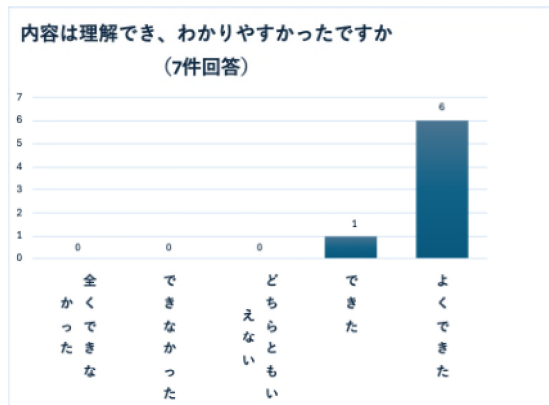


《深呼吸グッズ作品》

◆茶話交流タイム

- ・好きな香りのハーブティを飲みながら学生同士、感想や思いについてシェアリングをしました
- ・初めて出会った学生同士でしたが、ワークショップや手作りグッズ作りを一緒に体験する中で、笑いが起きたり、和やかな雰囲気ができ、最後の交流タイムでは自分の意見や感想など、自然な交流ができていました

【実施結果と感想】
実施後アンケート結果



アンケート自由記述

- ・ストレスの解消法色々学びました。今後は活用していきたいと思います。ストレス、心の余裕をわかりやすく説明していただきました
- ・ストレスマネジメントは発散することだと思っていましたが、視覚、聴覚を制限することで脳の情報処理の負荷を減らすこともストレスマネジメントの一つであることが特に印象に残りました
- ・みんな同じように悩んでいるのかなと1人じゃないと思った
- ・とてもためになり、ケアの方法も色々実践していきたいと思っています。ありがとうございました。また開催される時は行きたいと思います
- ・心をクリアにするのが心に余裕があることだと思っていたので、心に隙間を作ることが大切だと知れました
- ・自分自身ストレス対処法は持ってたけど、他にもあることを知れて良かった
- ・就職が決まったので、仕事をしていく上でのストレスマネジメントを知りたいと思いました。深呼吸を実践したいです

【考察】

大学入学後、大きな環境変化の中でストレスを感じる機会が多くなりがちな1年生の参加が多いことを予想していましたが、参加者の半数以上が3年生。次いで4年生の参加が多かったです。今回テーマであるストレスマネジメントは学生生活のみならず、卒業後の生活でも必要と感じたという動機や、大学生活に慣れたところで、新たな交流を求めての参加もありました。参加学生へのアンケートでは、今後「リラクゼーション」や「茶話交流」の会を希望する

という意見がえられました。学生生活において、対人関係に苦手感があっても、安心して参加できる機会、学生同士の交流しあえる機会のニーズがあると感じました。今回は、テーマと体験があったため、それぞれ参加者の発話機会が自然に生じ、無理のないグループ参加になったことはよかった点だと思います。

また、学生へのグループワーク実施告知の工夫により、これまで学生相談室を利用したことがない学生にアプローチすることができました。今回はOIDAIアプリや通学バスの座席前パンフレット、個別の声かけ等、“個別手元目前広報”が参加につながるきっかけになっていました。

【総括】

事後アンケートでは、概ね参加学生から、本グループワークのねらいにあった満足感をえられたとの感想をいただきました。グループワークに苦手感のある学生でも無理なく楽しんで参加していただけたことはよかったと思います。

非常勤相談員が相談業務と平行して講座を企画、実現するにあたっては、組織内での計画の告知、実施内容の検討準備、学生への広報、当日運営実施等に関するスタッフ間の連絡、協力等、協同で役割分担できたことがスムーズな運営につながりました。

IV 資 料

1. 追手門学院大学学生相談室規程
2. 追手門学院大学学生支援委員会規程
3. 学生相談室の事業・活動内容
4. 心理的緊急ケアの手順
5. 2025 年度月別相談件数集計表（実数、延数）
6. 2025 年度相談件数集計表（実数、延数）
7. 2025 年度学生相談室活動報告一覧表
8. 各種ビラ
9. 2026 年度学生相談室活動予定一覧表
10. 2025 年度学生相談室スタッフ一覧

1. 追手門学院大学学生相談室規程

(設置)

第1条 追手門学院大学（以下「大学」という。）の学生支援部に学生相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

(目的)

第2条 相談室は、学生が当面する学生生活上の個人的問題について相談に応じ、助言することを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 学生相談
- (2) 心理的な緊急事例に対するケア
- (3) 学生相談に関する研究、調査及び広報活動
- (4) メンタルヘルスの維持・増進に係る保健室との連携
- (5) その他相談室に関すること。

(組織)

第4条 相談室に、室長を置き、次の者をもって組織する。

- (1) 相談員
- (2) 相談医
- (3) 緊急ケア担当者
- (4) 事務職員

2 室長は、大学専任教員の中から、常任理事会の議を経て、学長が任命する。ただし、任期は2年とし、再任を妨げない。

3 室長が年度の途中で任命された場合は、前項の定めにかかわらず、就任した年度の翌年度の4月1日から起算して2年を経過する日までを任期とする。

4 相談員及び相談医は、学生相談に適任と認められる学内外者から室長が推薦し、学長が委嘱する。

(運営)

第5条 相談室の運営については、学生支援部委員会で協議する。

(守秘義務)

第6条 学生相談に関する個人の秘密については、これを厳守しなければならない。

附 則

この規程は、昭和50年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に室長である者は、引き続き室長として在任し、任期満了の日までその職務を執行するものとする。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

2. 追手門学院大学学生支援委員会規程

(目的)

第1条 追手門学院大学(以下「大学」という。)に学生生活の諸問題に関する事項について審議するため、学生支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 課外活動に関する重要な事項
- (2) 学生の奨学金に関する事項
- (3) 学生の健康管理に関する事項
- (4) 学生相談室に関する基本的な事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) その他学生生活に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成し、委員長は副学長をもって充てる。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 教務・学生支援部長
- (3) 各学部の学科から選出された委員 各1名
- (4) 学生相談室長
- (5) 学生支援課長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第3号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長は議長を委員の中から指名することができる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第5条 委員会の議事は、委員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の議決を要する。可否同数の場合は、委員長が決する。

2 委員長又は議長は、委員会における審議事項について、学長に報告するものとする。

(事務の所管)

第6条 委員会の事務は、学生支援課の所管とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の意見を聞き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、1995年4月1日から施行する。

2 追手門学院大学学生生活委員会規程(昭和45年6月9日制定)は、廃止する。

3 追手門学院大学就職委員会規程(昭和55年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、1999年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

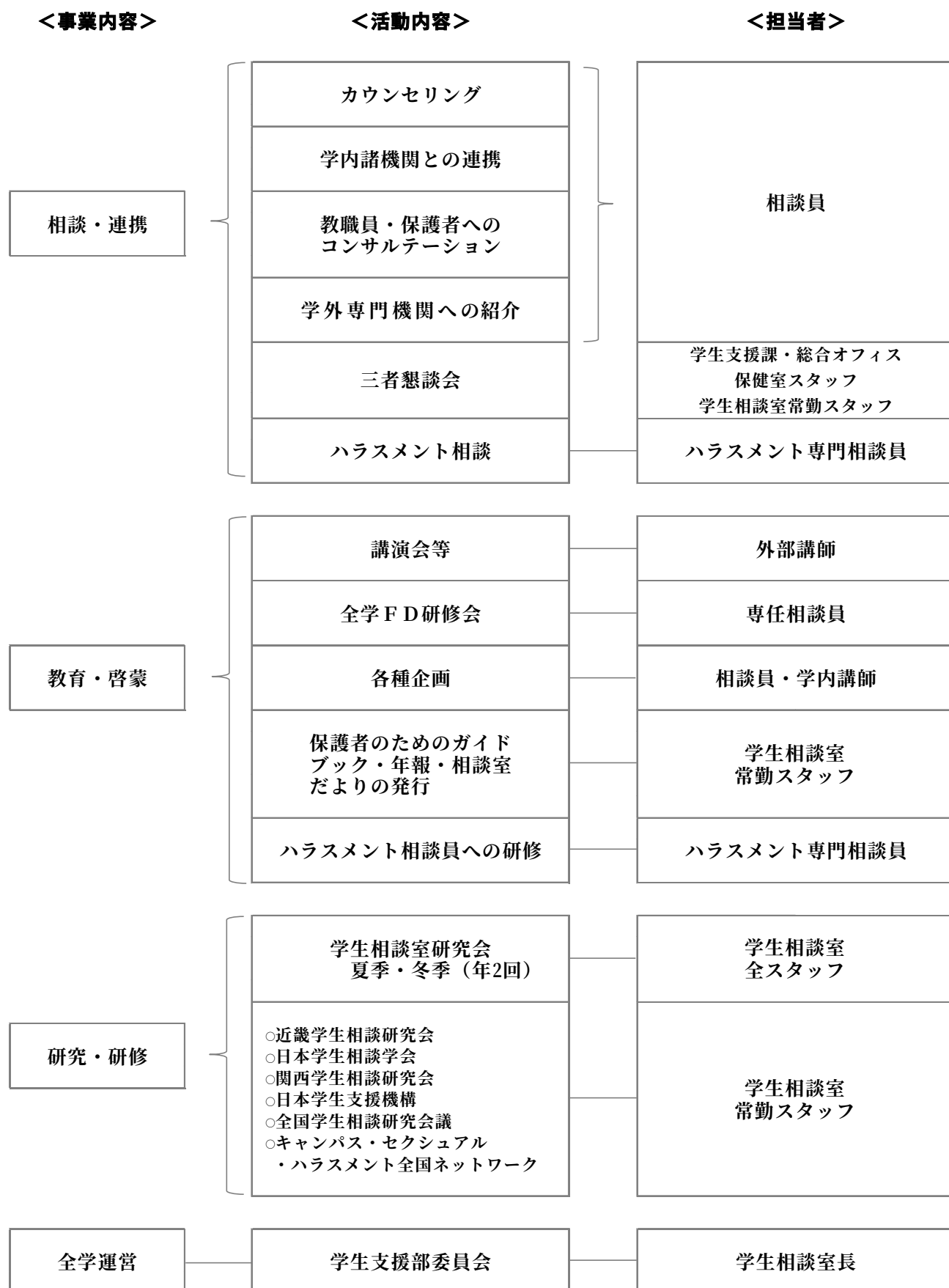
附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

3. 学生相談室の事業・活動内容



4. 心理的緊急ケアの手順

- ① 学生支援課あるいは学生相談室において、心理的緊急ケアが必要と判断されると、学生相談室の心理的緊急ケア担当（専任教員相談員）に連絡がなされます。
- ② 心理的緊急ケア担当は、それまでの経緯、必要な情報を収集し、学生に必要な対応を判断します。

心理的緊急ケアが必要な学生が心理的支援につながることを主眼です。

必要に応じて、学生支援課、保健室、教職員（ゼミ担当教員や関係他部署）、保証人等の関係者と連絡を取り、連携・協力を依頼します。連携を行う際には、状況の説明や情報共有と、学生への適切な対応についての助言を行います。関係者は、当該学生に心理的その他の支援を行います。

場合によっては、他の部署から学生本人や保証人に連絡をとってもらうこともあります。

また、必要に応じて、学外の専門機関に連絡し、学生や保証人がスムーズにつながれるようサポートします。

- ③ 緊急対応によって混乱期を脱した後は、必要に応じて学生相談室でのカウンセリングなど、継続事例として対応します。

また、緊急ケアに関係する教職員や保証人と、定期的に連絡を取り、学生をとりまく関係者や環境のフォローも行います。

* 関係者には守秘義務があります。

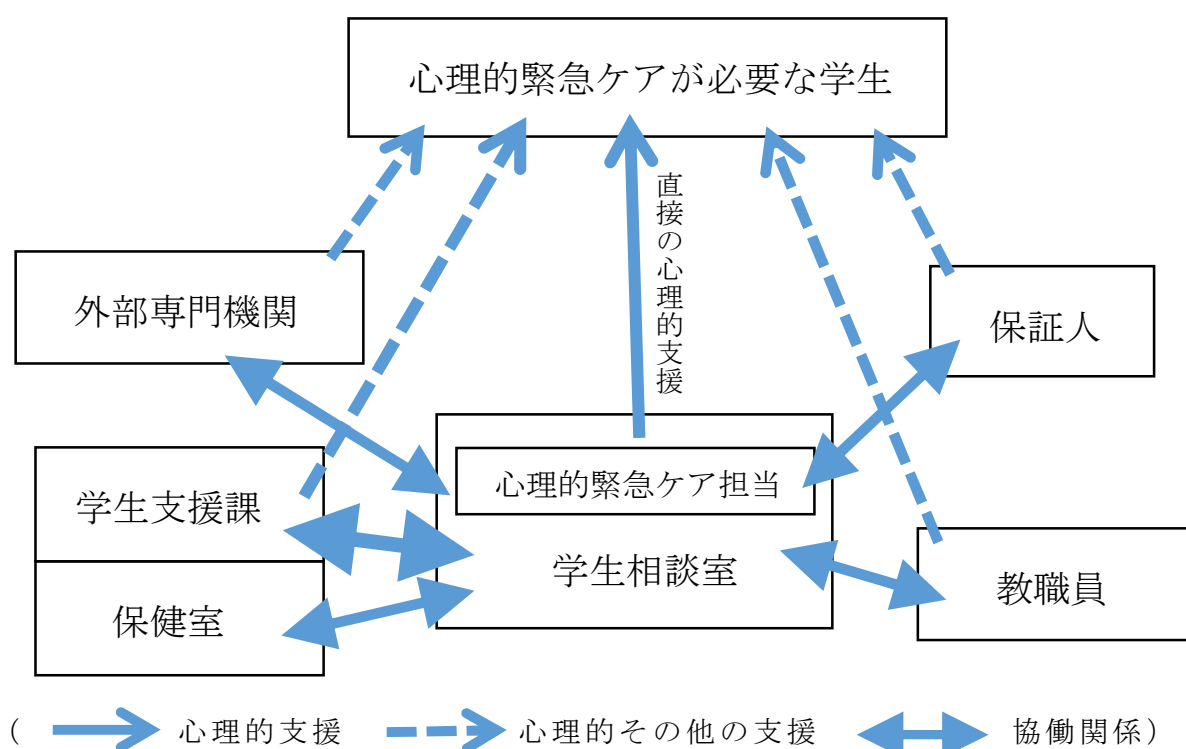


図1. 心理的緊急ケア担当と関係者（部署）との関係図

2025 年度 月別相談件数集計表（実数・・・新規来談者数）

項目 \ 月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	人数
修学相談	学業	9	1	2	1	1	3	3	6	1	4	2	1	34
	課外活動	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	転学・転部・転科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	留年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休・退学	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	再入学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手続き補助	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
小計		11	2	2	2	1	3	3	6	2	6	2	1	40
心理相談	人生思想	4	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	9
	対人関係	6	4	2	1	1	0	2	2	3	0	0	0	21
	性・異性関係	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	家庭	10	2	0	3	0	1	2	1	3	0	1	0	23
	精神衛生	32	13	8	9	3	1	12	6	5	2	1	1	93
	性格	8	0	2	1	0	1	3	3	0	2	1	1	22
	性格検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	能力検査	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	62	22	13	14	4	3	20	13	11	4	3	2	171
	経済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活相談	進路就職	7	0	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	12
	住居	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健康	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	職業・進路適性検査	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	7	0	3	2	0	1	1	0	0	0	0	0	14
その他	その他	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	コンサルテーション	6	4	2	7	5	1	1	5	3	0	2	0	36
	他部署連携	2	7	4	2	3	1	2	6	2	1	1	0	31
	小計	8	12	7	12	8	2	3	11	5	1	3	0	72
計		88	36	25	29	13	9	27	30	18	11	8	3	297

2025 年度 月別相談件数集計表（延数・・・実際の面接回数）

項目		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	人数
修学相談	学業		35	28	23	16	8	20	35	30	28	16	9	13	261
	課外活動		1	3	3	1	1	1	6	3	5	7	4	4	39
	転学・転部・転科		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	留年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	休・退学		1	0	0	1	0	0	2	0	0	5	1	0	10
	再入学		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手続き補助		7	1	1	1	0	0	4	2	2	1	0	4	23
	小計		44	32	27	19	9	21	47	35	35	30	14	22	335
心理相談	人生思想		12	26	27	16	7	16	29	21	25	27	13	16	235
	対人関係		14	18	24	24	11	12	35	22	28	18	16	15	237
	性・異性関係		2	2	1	2	0	4	3	1	1	4	1	0	21
	家庭		12	10	13	12	5	11	15	13	11	16	9	4	131
	精神衛生		71	104	94	106	44	64	106	85	106	63	49	72	964
	性格		18	22	23	27	12	17	32	34	31	33	19	16	284
	性格検査		0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	4
	能力検査		1	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	7
	小計		130	184	183	188	79	125	220	176	205	161	107	125	1883
生活相談	経済		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	進路就職		9	11	13	13	3	10	6	7	2	4	9	8	95
	住居		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	健康		0	4	11	0	0	0	0	0	2	0	0	0	17
	職業・進路適性検査		0	0	1	1	0	2	1	1	1	2	1	0	10
	小計		9	15	26	14	3	11	7	8	6	6	11	8	123
その他	その他		1	5	4	5	1	0	9	6	4	4	2	1	42
	コンサルテーション		8	8	7	27	12	16	23	13	11	10	5	3	143
	他部署連携		2	11	5	13	6	6	15	21	18	7	13	2	119
	小計		11	24	16	45	19	23	47	40	33	21	20	6	305
計			194	255	252	266	110	180	321	259	279	218	152	161	2647

2025 年度 学生相談室活動報告一覧表

項目 月	開室日／閉室日	講演会・企画他	研修・研究会	学生相談室だより・年報の発行	大学行事・その他
4月	◎ 4月1日（火）～ 3月31日（火） 月曜日～金曜日 開室 ※ 大学授業日は基本開室			1日（火）「大学生の心の理解と『育て上げ』への 配慮—ご家族のためのガイドブック—」 1日（火）「学生相談室だより」No.106	6日（日）入学式
5月			10日（土）～12日（月） 日本学生相談学会第43回大会		29日（木）開院記念日
6月			28日（土） 近畿学生相談研究会（KSCA） 第156回例会・定期総会	2日（月）「学生相談室だより」No.107	
7月					18日（金）春学期授業終了 22日（火）～9月30日（火） 夏期休業
8月	・8月9日（土）～18日（月） 夏期一斉休暇のため閉室 ※8月6日（水）～8月8日（金） は計画有休	28日（木）学生相談室主催研究会Ⅰ	30日（土） キャンパス・セクシヤル・ハラスメント 全国ネットワーク 第31回全国集会（ハイブリッド）		
9月			20日（土） 2025年度 第1回関西学生相談研究会（NAS研）	「学生相談室年報」第35号	
10月			近畿学生相談研究会（KSCA） 第56回特別例会 第63回学生相談セミナー —事例検討を中心とする1Day名古屋研修会—	1日（水）「学生相談室だより」No.108	
11月		グループ企画	11月9日（日）特別講義および小講義（オンライン） 11月21日（金）～22日（土）分科会（対面） 第63回全国学生相談研修会		1日（土）～3日（月） 大学祭
12月	・12月27日（土）～1月4日（日） 冬期休暇のため閉室 ※12/25（木）～12/26（金） は計画有休				12月24日（水）～1月4日（日） 冬期休業
1月					
2月		学生相談室主催研究会Ⅱ	2025年度 第2回関西学生相談研究会（NAS研）		
3月			日本学生相談学会第64回学生相談セミナー	2026年度「学生相談のしおり」	17日（火）学位授与式

追手門学院大学学生相談室

ストレスマネジメント講座

一緒にストレスと上手に付き合う方法を見つけよう♪

参加者募集

対象

10名程度

日程

2025年
11月27日(木)
11:30～13:00

会場

総持寺キャンパス学生相談室ラウンジ
(北ウイング1階一番北奥)

◎基本の呼吸法体験
簡単手作りグッズづくり♪

◎色んなアイテム
等紹介

◎自由参加
交流会♪



初参加
大歓迎

おしゃべり苦手
OK!

緊張しやすい
OK!

申し込み方法



お問合せ

総持寺キャンパス学生相談室
072-697-8195
sodan-sojiji@otemon.ac.jp

QR、お電話、メールから
気軽にお申し込み
くださいね♪

総持寺キャンパス
学生相談室



2026 年度 学生相談室活動予定一覧表

項目 月	開室日／閉室日	講演会・企画他	研修・研究会	学生相談室だより・年報の発行	大学行事・その他
4月	◎ 4月1日(水)～3月31日(水) 月曜日～金曜日 開室 ※ 大学授業日は基本開室			1日(水) 「大学生の心の理解と『育て上げ』への配慮—ご家族のためのガイドブック—」 1日(水) 「学生相談室だより」 No.109	7日(火) 入学式
5月			30日(土)～6月1日(月) 日本学生相談学会第44回大会		29日(金) 開院記念日
6月				1日(月) 「学生相談室だより」 No.110	
7月			近畿学生相談研究会 (KSCA) 第157回例会・定期総会		17日(金) 春学期授業終了 23日(木) ～9月30日(水) 夏期休業
8月	・8月12日(水)～18日(火) 夏期一斉休暇のため閉室 ※8月6日(木)～8月10日(月) は計画有休	20日(木) 学生相談室主催研究会Ⅰ	23日(日) キャンパス・セクシヤル・ハラスメント 全国ネットワーク 第32回全国集会(ハイブリッド)		
9月			2026年度 第1回関西学生相談研究会 (NAS研)		
10月			近畿学生相談研究会 (KSCA) 第57回特別例会 第64回学生相談セミナー —事例検討を中心とする1Day名古屋研修会—	「学生相談室年報」 第36号 1日(木) 「学生相談室だより」 No.111	
11月		グループ企画	特別講義および小講義(オンライン) 分科会(対面) 第64回全国学生相談研修会		1日(日)～2日(月) 大学祭
12月	・12月29日(火)～1月4日(月) 冬期休暇のため閉室 ※12/25(金)～12/28(月) は計画有休				12月24日(木)～1月4日(月) 冬期休業
1月					
2月		学生相談室主催研究会Ⅱ	2026年度 第2回関西学生相談研究会 (NAS研)		
3月			日本学生相談学会第65回学生相談セミナー	2027年度 「学生相談のしおり」	16日(火) 学位授与式

＜2025 年度 学生相談室スタッフ一覧＞

学生相談室長	櫻 井 鼓	(心理学部心理学科教授)
相 談 員	荒 木 浩 子	(専任相談員 臨床心理士)
	花 浴 友利子	(非常勤相談員 臨床心理士)
	河 野 一 紀	(非常勤相談員 臨床心理士)
	高 辻 優 子	(非常勤相談員 臨床心理士)
	奥 村 円 香	(非常勤相談員 臨床心理士)
	岩 見 眸	(非常勤相談員 臨床心理士)
	前 田 聖津子	(非常勤相談員 臨床心理士)
	寺 尾 奏 宥	(非常勤相談員 臨床心理士)
	久 山 光	(非常勤相談員 臨床心理士)
	境 明 穂	(非常勤相談員 臨床心理士)
	島 田 友 紀	(非常勤相談員 臨床心理士)
	江 口 佐和子	(非常勤相談員 臨床心理士)
	神 谷 文 子	(非常勤相談員 臨床心理士)
	菊 池 秀 一	(非常勤相談員 臨床心理士)
	北 村 順 子	(非常勤相談員 臨床心理士)
	田 口 朋	(非常勤相談員 臨床心理士)
	小 山 明 子	(非常勤相談員 精神科医)
	杉 本 志津佳	(ハラスメント相談員)
受 付 ・ 事 務	武 本 摩衣子	(派遣職員)
	山 口 麻 美	(派遣職員)
	辻 本 有利子	(派遣職員)

